

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 馬場 林

1 日 時

平成26年9月12日（金） 午前10時31分から
午後 3時50分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

馬場林、堤栄三、志村学、御手洗吉生、井上伸史、原田孝司、深津栄一

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史、生活環境部長 富高松雄、病院局長 坂田久信
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第85号議案のうち本委員会関係部分、第93号議案、第95号議案、第97号議案及び第98号議案については、全会一致をもって、第94号議案及び第96号議案については、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願43及び請願47については、採択すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。

継続請願17については、継続審査すべきものと全会一致をもって決定した。

(2) 第88号議案については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。

(3) 大分県長期総合計画の実施状況について、大分県地域福祉支援計画の策定について及び大分県次世代育成支援行動計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。

(4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。県内所管事務調査の実施及び行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 武石誠一郎

政策調査課調査広報班 主査 三重野大

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成26年9月12日（金）10：30～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部関係

10：30～12：00

(1) 付託案件の審査

第 93号議案 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

請 願 43 集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう求める意見書の提出について

請 願 47 オスプレイの佐賀空港配備並びに低空飛行訓練等の全国運用の中止を求める意見書の提出について

(2) 諸般の報告

①報第 41号 大分県長期総合計画の実施状況について

②報第 22号 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況について

③公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況について

④平成25年度における大分県新環境基本計画の進捗状況について

⑤平成25年度大気環境、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音及び環境放射線水準調査結果について

(3) その他

3 病院局関係

13：00～13：30

(1) 付託案件の審査

第 98号議案 大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(2) 諸般の報告

①報第 41号 大分県長期総合計画の実施状況について

(3) その他

4 福祉保健部関係

13：30～15：30

(1) 合議議案件の審査

第 88号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 85号議案 平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）

(本委員会関係部分)

- 第 93号議案 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 第 94号議案 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 97号議案 おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部改正について
- 第 96号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 95号議案 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備について
- 継続請願 17 「障害者総合福祉法(仮称)」の制定を求める意見書の提出について

(3) 諸般の報告

- ①報第 41号 大分県長期総合計画の実施状況について
- ②報第 42号 大分県地域福祉支援計画の策定について
- ③報第 43号 大分県次世代育成支援行動計画の策定について
- ④大分県ひとり親家庭等自立促進計画〈第3次計画〉(仮称)について
- ⑤報第 18号 公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について
- ⑥報第 19号 公立大学法人大分県立看護科学大学の平成25事業年度の業務実績に関する評価結果について
- ⑦報第 20号 公益財団法人大分県地域保健支援センターの経営状況について
- ⑧報第 21号 公益財団法人大分県臓器移植医療協会の経営状況について
- ⑨公社等外郭団体の経営状況について
- ⑩障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について
- ⑪医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度について

(4) その他

5 協議事項

15:30~15:40

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県内所管事務調査について
- (3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

馬場委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案7件、それから請願2件、継続請願1件及び総務企画委員会から合い議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題として、これより生活環境部関係の審査に入ります。

富高生活環境部長 付託案件の審査に入ります前に、本日、生活環境企画課長が体調不良のために、当委員会を欠席をしております。ご了承を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

馬場委員長 まず、付託案件の審査に入ります。

第93号議案薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてですが、総務企画委員会に合い議をしておりますことを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

河野食品安全衛生課長 議案書の28ページ、第93号議案薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の第4条、大分県食の安全・安心推進条例の一部改正について、ご説明いたします。

お手元の福祉保健生活環境委員会の資料1ページをお開き願います。

資料の上、条例改正の目的ですが、薬事法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の規定を整備する必要が生じたためでございます。本条例に係る薬事法等の改正内容は、1つ目に、薬事法という法律名が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に変更されたこと、2つ目に、再生医療等製品が追加されたことでございます。

資料の中段、2条例改正の内容ですが、まず1つ目として、本条例に引用されている薬事法の法律名が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に変更されたこと、2つ目として、薬事法の改正により、再生医療等製品が追加されたことに伴う条例中の字句の変更を行うものでございます。

資料の下段、3条例の施行期日ですが、薬事法等の一部を改正する法律の施行日である平成26年11月25日から施行する予定でございます。

条例改正に係る説明は、以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします

堤副委員長 第4条の関係で改正ということですよ。第4条の中でこれを見ると、結局その文言が変わったというだけですよ。それが、この福祉保健生活環境委員会の中でどうだという、そういう中身なんですか。いろいろ前のやつを見るとこう書いちゃうけんね。これだけね。

河野食品安全衛生課長 薬事法上の文言が変わったので、条例に文言を追加させていただいたと。

堤副委員長 はい、わかりました。結構です。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑もないですので、これで質疑を終わります。

なお、採決については、福祉保健部の審査及び総務企画委員会からの回答を待つ一括して行います。

次に、請願４３集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう求める意見書の提出についてですが、総務企画委員会に合い議をしております。

それでは、執行部の説明を求めます。

池永防災危機管理課長 それでは、請願４３集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう求める意見書の提出について、説明いたします。

お手元の請願文書表１ページをごらんください。

請願にあります集団的自衛権の行使に関する議論については、我が国の安全保障政策の根幹及び憲法解釈に深くかかわることであり、それ自体、国のあり方に深く関わるものであると考えています。

閣議決定に基づく立法化等につきましては、今後、国会の場で論議されることとなりますが、防衛政策の論議につきましては、国の専管事項に関するものであり、県執行部としては、具体的に言及する立場にはないと考えております。

以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございますか。

堤副委員長 ６月議会でも中身についてはもう話をしましたけれども、今度、この請願というのは新たに立法化を行わないことと。立法化にかかわる、イラク特措法とか自衛隊法とか関係法令というのは大体どれぐらいあるかわかりますか。

池永防災危機管理課長 今のところは、主なものは、例えば、自衛隊法、PKO法、武力攻撃事態対処法、こういったもので、１０種類以上あるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

堤副委員長 それと、これは国の関係なんだろうけど、当初は今秋に議論すると言っていましたね、具体的な立法は。それが今度、来春以降に変更になりましたのは特殊な理由か何かあったんですか。

池永防災危機管理課長 それについては特には聞いておりません。

馬場委員長 ほかに、請願にかかわってございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑もないので、これで質疑を終わります。

採決は、午後、総務企画委員会の合い議結果を待つて行います。

それでは次に、請願４７オスプレイの佐賀空港配備並びに低空飛行訓練等の全国運用の中止を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

池永防災危機管理課長 それでは、請願４７オスプレイの佐賀空港配備並びに低空飛行

訓練等の全国運用の中止を求める意見書の提出について、説明いたします。

お手元の請願文書表5ページをごらんください。

オスプレイの佐賀空港配備につきましては、国の防衛政策に関わる事項であります、これまでのところ、国から大分県に対し、これに関連する情報は一切ございません。

今後とも状況を注視していきたいと考えております。

米軍オスプレイの飛行訓練につきましては、これまで、全国知事会において、たびたび、国に対し、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項の遵守を在日米軍に強く要請するとともに、訓練における飛行実態の開示はもとより、安全性や運用全般の状況について、政府が責任をもって、関係自治体及び地域住民に対し事前に十分説明し、理解を得るよう努めること等を強く求めてきております。

県においても、国に対して、知事が平成25年3月22日に直接要請を行うなど、機会あるごとに要請するとともに、九州防衛局との情報交換を密にしているところであります。

また、オスプレイが岩国飛行場に飛来し、その目的が明確でない場合は、防災危機管理課内に速やかに情報連絡室を設置し、市町村やマスコミに対し、情報提供を行っているところです。

今後も、県民の安全安心の確保のため、国に対して、米軍のオスプレイの運用等に関して、引き続き情報収集を行うとともに、日米合意事項の遵守や訓練計画の事前説明及び訓練飛行の実態の開示を求めてまいります。

以上でございます。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

井上委員 これは佐賀県知事の対応はどうやったっけ。ちょっと私、知識不足ですが、わかる範囲内でご説明願いたい。

池永防災危機管理課長 今、佐賀へのオスプレイの配備につきましては、国のほうで知事、それから議会、それから地元住民に対して、この配備計画の来年の予算について説明を行っているという状況でございます。

井上委員 説明を行っているということね。

池永防災危機管理課長 はい、説明等ですね。

馬場委員長 ほかに。

原田委員 新聞でしかなかなか情報を得ることができないので、ちょっとわからないことが1点あるんですが、なぜ佐賀空港なのかということなんです。佐賀には目達原基地もありますから、なぜ佐賀空港にわざわざ配備するのかなということがわからないんです。

さらに、目達原に駐屯している対戦車ヘリも佐賀空港へという報道もあるんですが、なぜなのか、ちょっとわかっていたら教えていただければと思います。

池永防災危機管理課長 これにつきましては防衛上の、オスプレイをどのように今後展開していくかということにかかわっていくと思うんですが、これにつきまして詳細な説明というのは、特に今のところはございません。

深津委員 今の関連になろうかと思うんですが、今言われた佐賀空港との関連と同時に、

やっぱり大分県にかかわりがあるというか、心配をしているのが日出生台の問題ですね。これがやっぱり、佐賀空港のオスプレイの配置と日出生台とのかかわりが強くなってくるのではないかなと県民の1人として心配しておるわけです。

と同時に、イエロールートというコースがありますね。それとの関係等を含めて、そういう情報が正直言って防衛省から入ってこないよな。遅いって言えば遅い。もう決まった後で、了解もない、やりますと1週間前、10日前に言うような状況の中で、実際に県民から見たら、そういう心構えも全くできないし、反対とか問題提起をするにもそういう時間がとれないというような状況の中で、実際に県民の安心・安全を守るために、防衛局なり県としてどのような対策をとろうとしておるのか、その点についてはどうですか。

富高生活環境部長 委員の一般質問でちょっとお答えいたしましたように、九州防衛局に対しては、そういった私ども県民の安心・安全にかかわるような情報があれば直ちに情報を伝達してほしいと、これは繰り返し申し上げております。

そういった中で、例えば昨年度ですけど、これは中止になりましたけれども、オスプレイを使った訓練が福岡の築城で行われるんじゃないかというようなときには、これは台風か何かで中止されましたが、そういったときでも九州防衛局から事前に情報がありました。日出生台も抱えておりますから、そのところは九州防衛局にも理解していただいていると思います。大分県との信頼関係のため、情報をきちんと直ちに入れますというふうなことはいただいております。

オスプレイ配備に関することについては、そういったことで今のところ九州防衛局からは一切情報はありません。

馬場委員長 ほかに。日出生台とのかかわりは。

富高生活環境部長 ですから、それに関しても今のところ情報は一切ありません。

深津委員 今の段階で情報はないし、また、今、部長のほうで答弁いただいた、早目に連絡はいただいているということであろうとは思いますが、実際、県民から見たら非常に情報が遅いと同時に、やっぱり全国的に今オスプレイの危険低空飛行というような印象もありますので、実際に事故が起きてからごめんなさいじゃ、これは正直言って済みません。

そういう前提で、我々は、安全対策をいかにやっていくかというためにも、今後引き続いて防衛局のほうには早急に情報をいただいて、県民に早目にお知らせをするなり了解をとるなり、しっかりコンタクトをとってやっていただきたいと強く求めておきたいと思っております。

以上です。

堤副委員長 この前、8月に防衛省にちょっと行ってきたんだけど、結局、佐賀空港のオスプレイの配備については、日出生台での演習について否定はしていないんですね。つまり、可能性はあると。否定はしていない。ということは、来るというふうに考えて県として先にやっぱり情報をとって行く。今、佐賀空港にこういうのが配備されようとしているということはもう報道でも出ているんだから、県としてそういうふうなアプローチをしたのかどうか。九防に対して、こういうふうなのが佐賀空港にもし来たときには、日出生台での演習とのかかわりはどうなるんかという話を聞いているんやろうかと思ってね。ただ情報が来るのを待ちやるだけでは、どうしようもないと思うんやけど。

原田危機管理監 その点につきましては、九州防衛局に確認をいたしました。ただ、現段

階では、佐賀空港への配備と、それに対する予算化について佐賀県に説明を申し上げているということで、訓練に関することについては一切出ていないので、その先のことについては申し上げられないということでございました。

なお、新たな情報があればお知らせいただきたいというお願いはしております。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑がないので、これより採決に入りたいと思います。

本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 反対の方は、挙手をお願いいたします。

〔反対者挙手〕

馬場委員長 可否同数でありますので委員長において、裁決をいたします。

私は、採択とすることに裁決をいたしたいと思います。

ただいま、賛成多数によって、意見書案を提出することに決定をいたしました。

多数決での決定となりましたので、議会運営申合せ事項により、賛成議員による発議をもって、案を提出することとなります。

よって、案文については、本委員会終了後、賛成の議員にて、ご検討をお願いをいたします。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

富高生活環境部長 それでは、お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてをごらんください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告を行っているものです。

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」は、20政策、57施策から構成されており、本報告についても、57施策ごとに実施状況の評価を行っています。

まず、1ページをお開きください。

この後、引き続きまして福祉保健部でも説明がありますので、私から冒頭にこの評価の概要を説明させていただきます。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言による、総合評価の結果を記載しております。

取り組みの進捗状況について、A、B、C、Dの4段階での評価としていますが、全57施策のうち、取り組みの進捗が「順調に進んでいる」A評価及び「概ね順調に進んでいる」B評価は、55施策、全体の96.5%となっています。また、「やや遅れている」C評価は2施策となっています。

次に2ページをお開きください。指標の達成状況についてですが、一番上の表にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としております。

192指標のうち、「達成」及び「概ね達成」は、表の上から3行目にありますように、156指標、全体の81.3%となっています。また、「達成不十分」は26指標、「著しく不十分」は10指標となっています。

なお、参考資料として、165ページ以降に、政策・施策ごとの平成25年度の目標値に対する達成度及び平成27年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほどごらんください。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

生活環境部に関する施策は、安心の分野の政策欄の「5 恵まれた環境の未来への継承～ごみゼロおおいた作戦の推進～」の中の施策名「(1)豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」から、「(4)すべての主体が参加する美しく快適な県づくり」までの4つの施策と、政策欄「6 安全・安心な暮らしの確立」の、「(3)食の安全・安心の確保」から「(5)食育を通じた人づくり・地域づくりの推進」までの3つの施策、政策欄「7 人権を尊重し共に支える社会づくりの推進」の2つの施策、それと1番下の「9 危機管理の強化」の2つの施策、それから1ページ飛ばしまして、5ページになりますが、発展の分野の政策欄の「1 教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成」の1番下にあります「(6) 青少年の健全育成」と、政策欄「3 多様な県民活動の推進」にあります2つの施策となっております。

以上、14の施策が生活環境部に関する施策であり、目標の達成に向けて取り組みを進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標の中で、成果が上がっている指標、逆に、成果が上がっていない指標について、主なものをご説明いたします。

40ページをお開きください。

1番上に記載しています施策名、すべての主体が参加する美しく快適な県づくりです。中ほどにあります目標指標の欄をごらんください。

1番上の「ごみゼロ行動参加者数(人/年)」についてですが、表の中ほどにあります25年度の目標値33万5千人に対して、実績値は34万6,833人となっており、達成率は103.5%となっています。

ごみゼロおおいた作戦を展開して昨年度で10年が経過し、県民の環境意識が高まり、街がきれいになったなどの成果が上がっています。

本年度は、こうしたこれまでの成果を継承し拡大していくため、河川の清掃あるいは生活排水対策等の環境保全活動に流域全体で取り組む豊かな水環境の創出や強化期間を設け県民挙げて海岸清掃に取り組むごみゼロ海岸クリーンアップ作戦などの事業を推進しております。

5月30日から7月21日までの強化期間を中心に行ったごみゼロ海岸クリーンアップ作戦では、県内沿岸58カ所、約1万人が参加し、約65トンのごみを回収したところでございます。

次に10ページをお開き願います。

施策名、消費生活の安心や生活衛生の向上です。

目標指標の2番目の「消費生活センターを設置する市町村の割合(%)」についてですが、中ほどの25年度の目標値は、18市町村のうち10市町村においてセンターが設置されるという、55.6%に対して、実績値は18市町村のうち8市の、44.4%であり、達成率は79.9%でありました。

実は、指標を問う基準日は、今年度の3月31日でいいわけです。先ほど申し上げましたように18市町村のうち8市で設置されるとありましたが、4月1日になりまして中津

市と臼杵市がセンターを設置いたしております。現在は10市において設置されております。

このプランのスタート時点では、消費生活センターを設置している市町村は大分市のみでありましたが、現在は先ほど申し上げましたように10市においてセンター設置となりました。達成率このようになっておりますけれども、4月1日で見れば全て目標を達成したということでもあります。引き続き、市町村訪問等を通じて未設置市町村に対してセンターの設置を要請してまいります。

次に132ページをお開き願います。

施策名、青少年の健全育成です。

目標指標の上から2番目の「青少年自立支援センターの活用（相談件数）（件／年）」についてですが、中ほどの25年度の目標値であります相談件数1,100件に対して、実績値は1,763件であり、達成率は160.3％となっています。

これは、地域相談窓口を県内4保健所に設置し、今年度は3保健所ですが、相談しやすい体制を整えているところです。

26年度からは、ニートやひきこもり、就労等社会的自立に困難を抱える青少年及びその家族を支援するため、専門の相談員を配置した青少年自立支援センター、おおいた地域若者サポートステーション、児童アフターケアセンターおおいたの3機関を1カ所に集約、ワンストップ化することにより、総合相談窓口として県民が安心して相談できるおおいた青少年総合相談所を開設したところです。

今後とも、関係部局との連携を深めて、引き続き社会的自立に困難を抱える青少年の支援に努めてまいります。

次に146ページをお願いします。

施策名、「新しい形の公共」を担う多様な主体との協働の推進です。

目標指標の1番上の「NPOへの事業委託件数（件／年）」及び2番目の「提案公募型事業の件数（件／年）」です。

この指標は、新しい公共として、NPOへ事業委託した件数と、そのうち提案公募型事業として委託した件数を、それぞれ掲げており、中ほどの25年度の目標値が、それぞれ111件、48件に対しまして、実績値は、114件、74件であり、達成率は102.7％及び154.2％となっているところです。

以上で大分県長期総合計画の実施状況について主なものの説明を終わります。

馬場委員長 以上で主な説明は終わりましたが、これより、質疑に入ります。質疑があればお願いします。

井上委員 それは、目標としては達成しているとは思いますが、これから大きな問題というか、大きな課題があるのは、最近における小集落の維持、活性化というのは、もうご存じのように2040年には人口減で消滅する自治体があるという中で、こういったものが達成できましたなんていうのは、数字的にはそうかもしれんけど、これからまた十分意識して考えにやいかんことなんです。ですから、その辺のところをね、達成したからもうこれでいいわというんじゃないかと、新たにまたやらなきゃいけないことだと思うんですよ。これが第1点。

それから、前後しますけど、2005と言っても、2005の時点のことはよく、あんたたちは覚えちよるかもしれんけど、普通一般の人は、そんな2005の計画がどうあったかということはある、私はだめなんだけれども、皆さんは覚えているかもしれんけど、2005における総合施策がこうだから、これについてこうだということは、前の2005をね、忘れてはないんだけど、意識的にちょっと薄れているんじゃないの。だから、そういう表現が果たしていいかどうか、私ちょっと疑問に思うんだが、あんまり前のことを言ったって、前にいない人のことがね、議会でもそうでしょう、初めてなった人たちは2005なんてわかんないんじゃないですか。だから、その辺のところの違いというのは出てくるので、その辺のところの言葉の表現がこれでいいのかなということをもう1回、検討してほしいんだわ。主にその2点です。どう思いますか。

富高生活環境部長 こうして57の施策に対して192の指標を掲げて、こうして今、実施状況という形で議会のほうに公表させていただいているんですけども、委員おっしゃるとおりこの指標は、中には実質的な指標というのもあると思います。この指標の達成率がすぐに、県民がそのまま直ちに実感できるというような形のもの、しかし、それがなかなかはかれないために、施策の間接的な、そこに到達する一歩前のところでしかはかれないような指標もこの中に入っていると思うんです。ですから、間接的なといいますか、その一歩手前のところの間接指標が幾ら100になっても、実感は果たしてどうなのかというところはまた別問題だということは、それは私もわかります。そういうところは私も、指標では幾ら達成されたけれども、まだそれが実質的に浸透しているかどうかというところ、よく気をつけなきゃいけないと思うんです。

ただ、行政としては、やはり何らかの目標値を持って取り組んでいく必要性がありますので、よくわかりやすい指標というものを設けた上で、それを達成することが、間接的な指標であれ、それを行っていくことが、終局的には実質的な部分にその成果が広まってくるというふうに思っておりますので、この長計の上では、こういう形で指標に対する何%達成とかというふうな形で記載させてもらっておりますが、そこは私も、これが何%だからそれでよしというふうなことではないというのは、我々も事業の政策進行しておりますので気をつけているところです。

井上委員 いや、それで、私たちも悪いと思うんだけど、最近出たような人口指標の問題、あれだけ日本創成会議が発表して、2040年には人口がこれだけ減るということ、これはもう統計的にわかっていることなんだよね。その問題意識というのが、それを発表した後で非常にずっと盛り上がったでしょう。だから、その辺のところ、どうも、何というのかな、その捉え方というのが遅過ぎるのか、統計的にそういう発表がね、そこまで意識しないのか、その辺のところ、今後やっぱり出てくると思うんだよね。統計が出て初めて意識してこうなったんですよ。だから、そういう意識というのかな、そういう思いをやっぱり県の、私たちも含めて一緒に、将来どうなるんだということをもうちょっと何か、こういう計画があるとすれば、またそういったものが起き上がるような、どーっとう、こういったことが危機感だよというような、そういう思いにさせられるような計画というのが、ただ羅列的にぱっつとするんじゃないですか。だから、先ほど言ったように、人口減にしてもね、こうやって達成しましたということじゃなくて何か、こういうことはもう現に

先ほどの統計でわかっていることでしょう。ですから、そういったことをもうちょっと県として、皆さんすばらしい方ばかりおられるので、そういうのに意識をもうちょっとしてほしいなど。お互いにしましょう。

ちょっと何の質問だかなんだかわからんですけども、ちょっと問題意識がね、今から意識しなきゃいかんのかなんていうことを言いたいわけです。

馬場委員長 重点化も含めてということになるかと思いますが、部長ございますか。

富高生活環境部長 このプラン2005の次にまた新たなプラン、来年10年を迎えますけれども、今おっしゃいますように、人口減少、少子・高齢化をベースにしたのが今度のプランのですね、やはりそこを当然下地にしながらこのプランは作成していくと、そこに収れんさせていく形で今度のプランはつくるんだということで、今からそこは各部局において議論をしておるところです。部長会議を初め、いろんなところで今おっしゃったような問題意識で議論をしておるところです。

井上委員 期待しています。頑張ってください。

馬場委員長 じゃ、ほかにございますか。

深津委員 ページ数で40ページ、これとの関連で、ごみゼロ行動とかレジ袋の関係とかで一定の成果を上げつつも、まだまだ課題はたくさんあるかと思うんですね。

私が1番気になっているのが、ここに山の専門の方がおられますから私が言うべき問題やないかもしれないけど、要するに、山のごみという解釈はできないんだけど、風倒木が非常に今、社会的にも問題になっているし、と同時に、災害に大きく結びついているのが現実なんですね。

先日の大雨の中でも、大雨というか、豪雨のときに、やっぱり山から流れてきた木によって大きな被害になっているし、と同時に、ごみ拾いだけが県の美化運動じゃなくて、やっぱり社会全体できれいにしていこうと、その中には山の風倒木も含めて解決していくような対策も今後必要やないかなというふうに思うんですね。

ここに今、環境教育アドバイザー派遣団体数というのがありますが、こういう団体の中でそういう問題も研究、検討、また要請をしながら、山をいかに管理して山を育てていくか、そして人間に優しい環境をつくっていくかということがこの大きな施策の目的でもあるかと思うんですが、その点については部長どう考えていますか。

富高生活環境部長 風倒木も、縦割りと言ってはお叱りを受けるかもしれませんが、山から河川に伝わってやがて海岸にという形で、海岸漂着物、漂流物というふうになって、いろいろ環境上の諸問題が起こっておりますけれども、それと縦割りになりますけれども、そういった形で、山林の管理は今、農林水産部でどういう施策を考えておるかということは、ちょっと私、責任を持って言えませんが、我々もそういったことで非常に風倒木、そういう山から流れ出たごみが、海岸やら、あるいは海洋で漂流物としていろんな問題になるというのはよくわかっております。ですから、海岸漂着物の対策事業として相当に力を入れて、台風の来た後、直ちに漁港が漂流物でとまったりして、漁民の方にご迷惑かけたりしますので、直ちにそれは回収して、あるいはまた漂流物のですね、対策を講じている。

それと、山林そのものの対策は大変申しわけありません。

深津委員 私はここへ来るのに10号線をよく通るんですけども、10号線沿いの山、

はっきり言うて風倒木ばかりです。もうほとんど、ちょこっとみただけで何百本という木が横たわっている。あれが、雨が降った場合には、まず間違いなく川に流れるし、民家に入ってくる。これはもう間違いのないわけでありませう。やっぱりそういう環境の問題と捉えていただいて、機会があれば、横の連絡等々、そういう体制をいかに今後検討していくかということも大きな課題の1つになろうかと思っておりますので、我々が言うべきことではないかもしれないけど、環境問題をいかに考えるかという視点の上で、今後機会を捉えて、生活環境の立場で取り組みができればお願いしたいなというふうに強く思いますので、お願いしたいと思います。

馬場委員長 先ほど出た人口減少にしても、今の風倒木にしても、連携が、そういう体制をどうするかということが委員の方から上がったんじゃないかなというふうに思いますが、ほかに。

御手洗委員 ボランティアの育成活動支援事業なんですけど、144ページですけど、NPO法人に設立をお願いしているところにも取り組んでもらっている。ですから、やはりNPO法人となると非営利団体ですよね。長くこれが維持できるか。予算組みはやっとなるんでしょうけれども、果たして構成員の状況から見ると、退職した方が生活に支障のない方々が主体なのかなというふうには思うんですけども、支援の仕方というのはどのようになっているんですかね。

塩田県民生活・男女共同参画課長 NPO法人が持っている課題、よくお聞きしますが、まずマンパワーが足りない、事務局体制が脆弱であって、行政から補助金を受けるにしても、その書類の書き方、つくるマンパワーが足りないというお話。それから、やっぱり資金難ですね、活動のための資金を得るのが難しいというお話はよくお聞きします。

私どものほうでNPO法人を支援する1つの策として、アドバイザーを派遣しております。いろんな会計処理ですとか、それから税務関係、いろんな法律関係のアドバイザーを派遣して具体的に相談に応じていただくと同時に、そういった資金手当てのための策をテーマにした講座の開催ですとか、そういう研修会等を開催して支援をしておりますけれども、やっぱり継続的な活動のためには、ある程度しっかりした基盤がないと行政からの事業を受け込んでこそその事業展開ができるというところが多うございますので、なかなか厳しい状況は理解しておりますので、引き続きNPO法人のアンケート調査等も踏まえまして、より効果的な策を組み立てていきたいと考えています。

御手洗委員 本来は行政がやらないけんのをNPO法人にお任せをして、皆さん方は有給の中でやって、それを、丸投げという表現がいいかはわかりませんが、定額でやって、果たしてそれが事業としてうまくいくのかな。NPO法人と言えば対外的に聞こえはいいけど、中身は大変なんじゃないかなと。そこをよよくわかった上で、要するに有償ボランティアでないと長く続かんというふうに僕は思いますので、そこをの枠組みをしっかりと、できる人たちはいっぱいいるんだろうけど、要するにさっきおっしゃった資金的ないろんなものの中でかなりご苦労されている方が多くおると思うんですよね。ですから、やはり設立はしたけれども、活動できない、なくなっちゃうNPO法人っていっぱいあると思うんですよ。で、また誰かが立ち上げる。その繰り返しではないかなというふうに思うんですよね。ですから、そこを、言いましたように有償ボランティアの中の補助金の額を上げるぐらいのことをやらないと長続きしないので、そこを

を検討していただいて、なるべくこの法人が長くいろんな事業に取り組んでいただいて、そうすることが活動としては1番非常にいい形になろうというふうに思いますので、その支援というのはぜひお願いしたいなというふうに思いますので、部長よろしく願います。

富高生活環境部長 今、委員おっしゃったとおりで、NPOが行政から委託、あるいは提案公募型での委託で事業を受けたときに、その経費をまた次の活動に生かせるという形で、営利法人ではありませんけれども、やはりソーシャルビジネスとして一定程度成り立っていくというふうな形でない、そこはNPOがいつまでたっても独立して活動していけないということは課題として私ども持っております。

それで、各部でそれぞれ、一方で行政の経費の効率化という課題もありますけれども、NPOを通して自分たちでやっていくということも大事ですので、各部が委託するときに、そういった点にも配慮して委託をしていただきたいということは、私どものほうから各部局につい先月の会議でもお願いをしたところです。おっしゃるとおりだと思っております。

御手洗委員 この評価で見るとAなんですよね。その取り組んでいることは評価できるんでしょうけれども、さらにというところからいくと、ぜひよろしく願います。

馬場委員長 よろしいですか。ほかに。

原田委員 私もちょうと関連して質問させていただきます。

簡単に言えば、NPOへの事業委託はうまくいっているんですかということです。つまり、破綻しているようなところはないのかということです。

といいますのも、実は私、別府で会議のときに、NPO団体が指定管理を受けてやったとき、やっぱり財政破綻して途中で契約解除になったケースがあるんです。全国的に見ても、やっぱり同じように財政的な問題やいわゆる不祥事の問題、さらに委託事業じゃないところでのトラブルによって社会的信用を失ったということで契約解除というのでも幾つか聞いているんですが、大分の場合、25年に114の実績がありますが、契約解除なしでうまく続いているのかということをごひちょっと最初にお聞きしたいと思います。

塩田県民生活・男女共同参画課長 25年度の実績は目標を達成しておりますけれども、実際には、この委託の実績そのものは特に破綻しているというお話は聞いておりません。

ただ、委託というのは、そもそもやっぱり県ですべきことをお願いするわけですので、お願いしっ放しではなくて、その後も県としても、ある程度の行政目的達成のために、その都度都度、それぞれの事業課が当該NPO法人に対して進行管理といいますか、そこは適宜なされていると理解しております。

原田委員 わかりました。ぜひまたご指導をよろしく願います。

もう1点、済みません、50ページの犬猫殺処分頭数のところ、報告が出ていますが、今年度、猫の不妊去勢支援事業費補助ということで50万円つけていただいて、今の状況、あれから半年になりますけど、手挙げ方式でと言われまして、ちょっと各市町村の状況を簡単にご説明願えたらと思います。

河野食品安全・衛生課長 市町村に対しまして、年度当初、補助事業の内容等を説明して、手挙げ方式ということで話しております。具体的に、今補正で別府市が組みたいというふうな話は聞いております。それとまた、あと二、三の町村が検討中という話も聞いて

おります。

ただ、補正で取り組むので、まだちょっと現状としてどうやるべきかというのが見えにくいところもあるみたいで、今後とも市町村に対してできるように指導してまいりたいと考えております。

原田委員 やっと別府も手を挙げてくれて、いわゆる説得もしてきたというか、やっぱり不安があったみたいなんですよね、別府での話の中で。どれだけの数が出てくるのかという不安があったりもする。取り組みの意味をよく理解しているということで、今回、手を挙げることになったんですけど、各市町村の負担も解消するために、どんどんやってくる場所の実績なんていうのも報告しながら、ぜひ進めていただけたらと思っております。

以上です。

馬場委員長 ほかにございませんか。

堤副委員長 56ページの同和の関係。この中には、57ページの⑤でも解決のための活動を積極的に行っていると。Ⅲ. 指標による評価で同和問題云々かんぬんについて、調査結果はよくなっておるといふふうに記載されているんだけど、具体的には今どういう状況になっているのか。特に評価のiの「達成不十分」の中のよくなっているという文言の意味は。

河野人権・同和対策課長 今、ご質問は指標による評価、「達成不十分」のところ、よくなっているという表現があると思うんですが。

堤副委員長 56ページのほうね。iの「達成不十分」。

河野人権・同和対策課長 「達成不十分」でございます。ここで申します「達成不十分」というのは、人権問題講演会、研修会、学習会などへの参加が、上の指標のiにありますように87.1%ということで、なかなか研修会に参加をしていただけないというのがだんだん出てきたというのがこの前の調査結果で出ております。

ただ、その調査結果の中をよく見ますと、皆さん方のいわゆる人権に関する受け取りの場面として、研修会よりも展示会とかインターネットとか、そういうものを使えというようなお話もいただいておりますので、これからの事業展開についてはそういうものを効果的に考えたいという意味でここは書かせていただいております。

堤副委員長 質問がちょっと悪かったかな。その中の理由の中で、同和問題云々で、など重要課題分野についての調査結果はよくなっておるといふ文言があるでしょう。それは具体的にどういう意味なのかなということ、ちょっと知りたいということ。

河野人権・同和対策課長 失礼しました。具体的な個別の調査結果におきましては、同和問題も含めて、女性、それから高齢者、子供それぞれについての認知度といいますか、そういう問いを聞いております。

そういう中で、理解しているとか、同和問題について、例えば、結婚について自分の子供が結婚するといったときに同意をするという数がふえるとか、そういった意味でだんだんよくなっていると。特に女性あたりについても、女性問題についての認識が高まっている結果が出ているということ、ここでよくなっているという表現で書かせていただきました。

堤副委員長 それで、ちょっと気になったのは、同和問題も含めて並列的に書いている。全部よくなっているというふうには書いているんだけど、今、全国的には、九州の中で

も非常にこの問題で同和対策と銘打ってやっているところは非常に少ないよね、全国でも少ない。その中でも大分県は非常にこれは力を入れてやっているんだけど、それはまだ意識があるという、そういう認識のもとで多分やっているんだけど、しかし、もうぼつぼつ委託料も含めて、決算も毎年大体同じような数字が出てきていますから、もう削減してもいい時期じゃないの。かなりその調査がよくなってきているのであれば、人権に統一してもいいというふうに思うんだけど。

河野人権・同和対策課長 先ほどの同和問題の調査結果の中で申しあげましたように、同和問題、特にその地区の人との結婚あたりが、今、1番問題とされております。最後のとりでというか、そういう感じで、ふだんは思わないけれども、実際に自分の子供が結婚するとなったときにどう考えるかという質問を毎年させていただいております。

その結果、地区の人かどうかは関係ないという数字は少しずつ上がっている。例えば、5年前の38.9%に対して40.1%の人が、そんなことは関係ないよと言っている。ただ、絶対に反対するという人が3.1%、絶対に反対する、どんなことがあっても聞かないよという人もいます。それから、できれば反対するというのも、減っていますが、まだ12.1%いる。こういう人たちは、できれば反対するという、その根拠のところで、知識不足であるとか、そういうことや、私どもの啓発がまだ十分でないという認識のもとに、今、現状の施策をいろいろとらせていただいているというところがございます。

堤副委員長 決算は幾らやったっけ。委託料は。

河野人権・同和対策課長 800万円ちょっと。

堤副委員長 それは何年変わってないかな。最初少し下がったんだけど、だんだん平行になってきて。

河野人権・同和対策課長 動かない。

馬場委員長 よろしいでしょうか。

堤副委員長 はい。

馬場委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑もないので、次の報告に移ります。

②、③の報告をお願いいたします。

河野食品安全・衛生課長 生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等について、ご報告いたします。

恐れ入りますが、A4縦の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書・県有地の信託に係る事務の処理状況報告概要書、この資料で説明します。まず1ページお開き願います。目次をごらんください。

当部が所管する団体は、出資比率が25%以上等の指定団体は、9番目の公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター、次のページ、出資比率が25%未満のその他の出資等団体の6番目、公益財団法人大分県環境管理協会、合計2団体となっています。

このうち、食品安全・衛生課が所管する公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況等をご報告いたします。

この資料の10ページをお開き願います。

中ほど、3事業内容をごらんください。この法人は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、大分県における生活衛生関係営業事業者の経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて県内における利用者または消費者の利益擁護を図ることを目的に設立され、同法第57条の3により都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されております。

主な事業といたしましては、理容・美容・旅館業などの衛生施設の維持向上並びに経営の健全化についての相談及び指導、後継者育成支援事業等を行っております。

下の4、25年度決算状況をごらんください。経常収益は、1,921万4千円となっており、そのうち1,703万9千円が国及び県からの補助金であり、収入のうちおよそ9割を占めております。当期正味財産増減額は、10万8千円の増となっております。

次に下の5問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況をごらんください。生活衛生営業者には、個人経営者が多く、高齢化が進んでおり、後継者対策が課題となっております。

これを受け当センターでは、後継者育成の事業として、中学生や高校生等を対象とした職業体験教室などを開催し、若年者の生活衛生営業に対する職業観の向上を図り、生活衛生営業界の活性化のための諸活動を展開しているところでございます。

以上で、当課が所管する外郭団体の経営状況等の報告を終わります。

佐伯廃棄物対策課長 次に、廃棄物対策課が所管する公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況などをご報告します。

同じ資料、38ページをお開きください。

3事業内容をごらんください。この法人は、浄化槽法第57条の規定に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した、県内唯一の指定検査機関です。

4、25年度決算状況をごらんください。経常収益は、3億7,090万3千円となっており、当期経常増減額は、1,690万1千円の減額となっております。

次に5問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況をごらんください。

法定検査受検率については、合併処理浄化槽については68.0%ですが、単独処理浄化槽と合わせますと37.0%の状況であります。徐々にではありますが年々向上してきており、今後とも受検率の向上に努力していきます。

また、県職員の役員就任については、団体側からの要望を受け、公衆衛生や水環境、建築などの分野で県の施策との連携を図る目的で、5名の県職員が非常勤理事として就任しております。

県職員の役員数については、大分県公社等外郭団体に関する指導指針における原則として外郭団体の役員現在数の3分の1以内とするとの基準をクリアしておりますが、団体の自主性を高めるため、県の人的関与を薄くしていく必要があると認識しており、引き続き人員の見直しを検討していきます。

以上で、当課が所管する外郭団体の経営状況等の報告を終わります。

馬場委員長 2つの団体の説明が終わりましたが、これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

井上委員 38ページの先ほど説明したやつの受検率というのは、結局うちにも来ているんだよね、浄化槽だから。「ほか調べたの」と言ったら、例えば上津江町、「小さいところで何軒、浄化槽がありますか」と言ったら、「知らない」と言うんだよね。それで、37%で、残りの何十%というのは調べなくていいのかなど。調べたら、ご存じのように5千円取られるんだよね。その5千円が惜しいとか惜しくないという問題じゃなくて、公平にやっているかということなんですよ、言いたいのは。37%ぐらいしてさ、ほかの六十何%の人は取っていない。来なきゃ払わんでいいなという、そういう、非常に住民の不公平感を感じるので、この検査について。

確かに、それは法的にしなきゃいけないということはよくわかっている。ただ、それをただ押すんですよ、「これは法的にしなきゃいけませんよ」と。それはわかっています。わかっていますけど、「じゃ、全部やっていますか」と言ったら、「いや」と。「浄化槽の数もわからんのか」と言っていますよ、ただ無作為的にぼんぼん来て調べるなんて、これはもう、また来ちよるというふうなことで、「5千円取って10軒なら5万円になる」とかなんとか冗談言って、「5万円なら日当取れるね」って、これは別な人の話ですよ。

だから、そういうような住民の声があるわけ、私たちも含めて。私たちも調べてもらったそのときに、そういう話をするだけだね。この辺のところは改善か何かどうかせんと、このままずっとずっとですよ。

たしか一般質問でも、江藤議員からこのことについてあったんじゃないですか。浄化槽はちゃんとして検査していますと。ましてや、検査しているかどうかを見に来て、そしてお金を取られるということについてはおかしいと。そういうんだらば、私は浄化槽の検査したところに行って、どこが検査していないかということ調べておいて、こっちのほうで確認して、その人たちのところに来て、こうだよと言ったほうがいいんじゃないかと。何もかも、検査して一生懸命やっているのに、そこを調べて、それに5千円取るほうがおかしいんだよ。「浄化槽のところからお金もらったらどうなの」と言ったんです。

ちょっと前後して何と言っているかわかんないと思うんだけど、いや、そういう声があるということをおね、もうこれは何回言ってもだめなんだよ、改正しなければ。だから、その辺のところどう思いますか。

佐伯廃棄物対策課長 今委員ご指摘のとおり、もともと浄化槽そのものがなかなかわかりにくいというのが1つございます。年3回以上の保守点検、それと年1回以上の清掃、そして年1回の法定検査ですね、この法定検査を環境管理協会が行っているわけですが、そういう法的な制度そのものがわかりにくいということ。

それからもう1つ、古い単独浄化槽が実際かなり台帳上残っているわけなんですけど、それについては、なかなか法改正、平成12年度以前に設置した浄化槽の把握が実際できていない部分がございますので、今、県と環境管理協会が取り組んでいるのは、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の促進、それから、その合併浄化槽については全て100%を目指した法定検査の受検率の向上を目指して取り組んでおります。

そういったことで、単独から合併に移行した浄化槽については基本的に7条検査を受けていただきますから、その後、11条検査への移行については順次延びておりますので、これから単独から合併に移行が進めば、当然、この法定検査の受検率も年々延びてくるだろうというふうには想定をして取り組んでおります。

井上委員 だから、不公平、37%、その残りはどうなの。

佐伯廃棄物対策課長 先ほど言いましたように、単独と合併を合わせて37%でありまして、合併浄化槽だけですと今70%弱ということになりますので、単独をですね、分母数を減らしていくことによって合併がふえていきますから、そういったことで合併浄化槽の転換促進と法定検査率の向上を目指すと、そういう方向で今取り組んでおります。

井上委員 何度でも言うけど、だから、全体的なね、さっき言ったやつは小さな村けれども、合併浄化槽は5軒ありますけれども、1軒しか調べていませんよという、わかりやすく言えばね、そういうことにもつながるとすれば、ほかの4軒については、こっちは調べてあちは調べていないと、そういう不公平を生じているんじゃないですか、そのことについて住民は不満を感じているということ、その辺のところを解決するためには、もうおわかりのように5軒は5軒でびしっと全部調べてもらわないと困るんだよ。そういうことはどうなんですか。

佐伯廃棄物対策課長 そういった地区については私どもも把握をしておりますので、環境管理協会、また保健所のほうから指導をしていくところでございます。

井上委員 もういい。後でまた実態を私、言いますから。

馬場委員長 よろしいですか。

井上委員 はい、いいです。

御手洗委員 各町村で普及率も違うと思うんですよね。それもあってでしょう。

佐伯廃棄物対策課長 あります。

御手洗委員 ちょっと資料を出していただけますかね。そのほうが井上委員言ったようにわかりやすいのかなというふうに思いますので。

それと、合併を含めて浄化槽の、これは普及率でいったら100%にまだなっていないですよ。

佐伯廃棄物対策課長 生活排水処理率、まだ……

御手洗委員 それも含めての資料を出していただいて、よろしくをお願いします。

馬場委員長 資料の提出はよろしくお願ひいたします。御手洗委員、いいですか。

御手洗委員 はい。いいですよ。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかに、ご質疑等ないので、次の報告に移ります。

富高生活環境部長 それでは、平成25年度における新環境基本計画の進捗状況について、ご説明いたします。福祉保健生活環境委員会資料の2ページをお開きください。

この計画は、先ほど説明いたしました大分県長期総合計画の部門計画として、大分県の環境保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示しているものです。

本計画は、目指すべき環境の将来像、「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」に向けて、左端の豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造から右端のすべての主体が参加する美しく快適な県づくりまでの5つの基本目標を定め、それぞれの目標の下に記載しております各種の施策を展開することとしています。

計画の進行管理として、60項目の環境指標を設定し、毎年度、その進捗状況を検証

し、報告、公表することとしております。

3ページをお開きください。

60項目の環境指標を、A、B、Cの3区分ごとに評価結果をまとめております。

平成25年度の目標値を達成している場合をA、70%以上を達成している場合はB、70%未満である場合はCとしているところです。

A評価が31項目、全体の52%です。B評価は28項目、全体の47%、C評価は1項目、全体の1%となっております。B評価のうち達成率90%以上の項目と、A評価となった項目を合計しますと全体の82%が9割以上の達成率となっております。

次に、その下の2に各基本目標ごとの取り組みの概要を記載しております。

例えば、基本目標1では、平成25年9月に姫島、豊後大野が日本ジオパークに認定されたところでございます。

次の基本目標2では、大陸からの越境移流が懸念されておりますPM2.5の測定機器を24年度以降新設し、あわせて、大分県独自の注意喚起発令基準を設けるなど、対策を強化しているところです。

次の基本目標3では、4ページになりますが、CO₂削減のため九州版炭素マイレージを実施したところです。

基本目標5では、ごみゼロおおいた作戦10周年の記念イベントとして、ごみゼロフェスティバル等を実施いたしました。

5ページ以下に指標ごとの具体的な評価について示しております。主なものを紹介させていただきます。

8ページの指標項目32番、一人一日当たりごみ排出量をごらんください。当指標の達成率は、97%となっておりますが、毎年おおむね減少の傾向にあります。

9ページの44番、レジ袋削減枚数をごらんください。

評価はB評価とはなっておりますが、21年度の取り組み開始以来、マイバッグの持参率は85%の高水準を維持しています。26年4月までの削減枚数は21年度から5年間たっていますが、4億4千万枚、二酸化炭素の削減量としては約2万7千トン、杉の木で換算しますと194万本が1年間に吸収する量に相当します。ゴミの削減量としては約4,400トンとなっており、この取り組みが地球温暖化防止にも大きな効果を上げていると思っております。

また、11ページの54番、ごみゼロ隊登録数についてでございます。ごみゼロ隊は、地域や職場、学校などで、清掃活動や花いっぱい運動、ごみの減量といった身近な環境保全活動に取り組む団体です。美しく快適な大分県づくりを目指したごみゼロおおいた作戦の原動力となっただいております。25年度の達成率は101%となっており、ごみゼロおおいた作戦が県民の間で着実に浸透していることを示す結果と判断しております。

今後も引き続き、本計画に基づく施策を着実に推進してまいります。

私からは以上です。

江藤環境保全課長 平成25年度の大分県における大気環境、水環境等の調査結果について、ご報告いたします。

福祉保健生活環境委員会資料の12ページをお開きください。

まず、大気環境です。次の13ページの表1-1及び表1-2もあわせてごらんください。

環境基準が定められている6項目のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については、全ての測定局で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダントについては、環境基準を達成していませんが、全国的にも達成率は極めて低い状況にあります。なお、環境基準とは維持されることが望ましい行政上の目標基準であります。人の健康への影響が懸念される基準である光化学オキシダントについては、注意報等の発令はありませんでした。

また、PM_{2.5}については、大分市外の一般環境大気測定局3局、大分市内の一般環境大気測定局6局、自動車排ガス測定局1局で測定を行いました。

PM_{2.5}については、年平均値が15マイクログラム以下の長期基準と1日平均値が35マイクログラム以下の短期基準の2つの環境基準があり、全ての測定局において環境基準を達成できませんでした。

なお、注意喚起については、国の基準より厳しい県独自の基準として「1時間値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を2時間以上連続して超えた場合」を設け、万全を期して注意喚起を行う体制を取っております。

平成25年度は年4回、注意喚起を行いました。

その大きな原因としては、大陸からの越境汚染等の影響が考えられます。

達成率の低い光化学オキシダント及びPM_{2.5}につきましては、今年度、測定局の新設や自動測定機の増設により、大分市が設置している7局を含めて県下17局で県内を広域的に監視する体制を構築し引き続き監視を強化していきます。

次に、14ページをお開きください。有害大気汚染物質調査結果についてです。

15ページの、表2-2の1, 2-ジクロロエタンについては、発生源周辺の1地点において、指針値を超過しました。これは近くにある工場で溶媒として使用されている1, 2-ジクロロエタンが原因と考えられたため、事業者に対して、使用量の削減や代替物質への切り替えを指導しているところです。

次に16ページの水環境をお開きください。

表3の公共用水域の健康項目に係る環境基準の達成状況は、河川、湖沼、海域の合計110地点で調査した結果、大分川、八坂川、朝見川、町田川の4河川で、ヒ素が環境基準を超過しました。

八坂川については、上流の休廃止鉱山が影響していると思われます。また、大分川、朝見川、町田川については、上流域の温泉に起因する自然的なものであると考えられます。いずれも水道水への影響はありません。

次に、17ページの表4の生活環境項目に係る環境基準の達成状況ですが、河川43水域、湖沼2水域、海域21水域で調査した結果、環境基準達成率は、河川が83.7%、湖沼100%、海域が66.7%でした。達成しなかった水域は、河川では犬丸川、伊呂波川など7水域、海域では豊前地先、響灘及び周防灘などの7水域でした。

この原因としては、生活排水の影響のほか、多くの地点で夏場の測定値が悪かったことから、夏場の降水量が少なかったことや、それに伴うプランクトンの増殖による影響等が考えられます。

次に18ページをごらんください。

地下水については、地域の全体的な水質の状況を把握するための概況調査、汚染の範囲を調査する汚染井戸周辺地区調査、そして汚染状況を継続的に監視する継続調査を実施しております。

次のページの表5もあわせてごらんください。

概況調査及び汚染井戸周辺地区調査では、環境基準を超過した井戸はありませんでした。

継続調査では、ヒ素、総水銀など7項目において、合計25本の井戸で環境基準を超過しました。

環境基準を超過したこれらの井戸については、関係者に速やかに情報を提供し飲用しないように呼びかけるとともに、安全な水道水等への切りかえなどの措置を講じました。

次に20ページをごらんください。

3ダイオキシン類です。(1)の環境中の状況は、表6-1で示すとおり、大気、水質、底質、土壌を対象に一般環境86地点で調査を行った結果、大分市内の1地点において地下水の環境基準を超過しましたが、既に飲用しないように指導しています。

次に21ページをお開きください。

(2)の特定施設の設置者による測定結果ですが、表7のとおりです。

ばいじんについて、9施設が処理基準を超過しましたが、廃棄処分の際に、セメント固化等を行い、最終処分場で適正に処分されています。

次に22ページの自動車騒音についてです。

高速道路、国道、県道及び4車線以上の市町村道沿線の自動車騒音の状況ですが、表8の合計欄の右から4番目にありますとおり、93.9%の住宅で昼夜ともに環境基準を達成しています。

次に23ページをお開きください。

5環境放射能水準調査です。昭和63年度から文部科学省からの委託を受け、環境放射能の監視を実施しています。調査結果ですが、表9のとおり、県内5局で空間放射線量率を測定していますが、異常はありませんでした。

また、次の24ページですが、表10のとおり、上水、精米等に含まれる放射性物質の調査を行いました。土壌以外については、人工放射性物質は検出されておりません。土壌からは人工放射性物質が検出されましたが、人の健康や生活環境上、問題となるレベルではありませんでした。

以上です。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑があればお願いいたします

堤副委員長 14ページのPM2.5について、全ての選定局で環境基準を達成できなかったと。これは、環境基準を達成するためには大変難しいですね。それは、具体的にはどういう形で環境基準を達成しようという方策を持っているんですか。

江藤環境保全課長 一般的に大気汚染物質の環境基準ということなんですけれども、その環境基準を達成するためには、当然、排出を抑制しないとイケません。それで、これから

国も含めてやろうとしているのは、大気中にPM2.5の汚染物質そのものの成分を分析する。その成分を分析して発生源をある程度推測して、その発生源に対する、例えば排出基準とか、そういうものを国のほうで決めていくだろうというふうに考えております。

堤副委員長 大陸、中国から越境汚染という問題がありますよね。それは確かに国同士の話し合いになるでしょうけれども、どうなんですか、そこら辺は。

江藤環境保全課長 PM2.5の成分分析を先行してやっている都市圏では、他県からの流入や車の排ガスとか、排出ガスの粉じんとか、他県からの越境、それも含めて、その割合がある程度出ているんですが、じゃ、越境汚染が実際幾らになるかと、必ずしもそうではないような報告もされております。当然、工場とか事業所の排ガスもありますし、その辺は各地域で成分分析をしてみなければ、その測定局への寄与率というのはなかなか一概にこうだというのは難しいかなと思っております。

堤副委員長 大陸からの越境という言葉があるでしょう。だから、大陸の発生源、PM2.5を調べた成分って、どうやって大陸からというのかわからんけれども、結局、国同士の話し合いになるじゃないですか、発生源対策となると。そうすると、今、中国の場合には非常に振興して工業もやっていますよね。北京なんか真っ黒じゃないですか、テレビで見ると。それに対して、国に対して、県として要請か何かしているんですか。

江藤環境保全課長 国に対しての要請というわけではありませんが、そういう成分分析については各都道府県の事務として行うことになっております。その成分分析に伴ういろんな規制とか、基準の設定ですね、そういうものについては、解析等も含めて、それは今後、国の事務としてやるべきことになっております。

深津委員 ページ数で23ページですね、先ほど説明をしていただきました空間放射線量を常時監視されて異常はないということでご報告をいただいて、ある意味では安心しているんですが、ちなみに、今、いろんなマスメディアで30キロメートル圏内という言葉がよく頻繁に使われております。これは私、素人ですけど、30キロメートルが正しいのかどうかというのは正直言ってわかりません、人体的影響があると。ただ、今いろんな報道関係で30キロ圏内がどうじゃこうじゃというふうに言われているんですが、ちなみに、福島第一原発から大分県、直線で大体1千キロメートルというふうに言われているんですが、その1千キロメートルが安心だとか安全だという根拠も私はないというふうに思うので、また、地形的な問題とか風向きの問題とかいろんな問題があろうかと思うんですが、ちなみに、専門家として、人体に影響があるかないかという問題は別にして、どの程度の距離は大丈夫なのか、それ以内は危ないのかという、今の福島の実績のもとで、例えば東京の関東周辺は何らかの影響があるとかいう数字的なあれは出ているんですかね。

富高生活環境部長 我々、もちろんどの部分が大丈夫と、ちょっと私どもがそれは科学的知見を持ち合わせていないので、言及する立場にないと思います。

深津委員 ちなみに、周辺部を含めて全国あちらこちらで隅々まで検量していると思うんですよ。で、影響が出ると地域というのは把握はされているんですかね。人体に影響があるないは別にして、福島原発によって観測されたというのが全国で公表されているんですか。

江藤環境保全課長 3.11の事故の後に、全国の都道府県でモニタリングポストや飲料水とか、大気の浮遊じんとかを分析したんですが、大分県でも検出をされております。そ

これは、4月、5月のときに記者会見で公表しております。それは、九州でも宮崎や福岡のほうでも4月、5月ごろに検出をされております。

今、モニタリングポストよりも空間放射線量率は、国のホームページとかでも掲示されておりますが、やはり福島の方は1桁、桁が高いという状況で、毎時間ごとに公表されております。

ちなみに、昭和63年度から委託を受けてやっているのは、チェルノブイリの事故以降、委託を受けて全国でやっておるんですが、やはりそのときは土壌とかいろんなところでの検出というのは、若干やっぱり検出をされております。

深津委員 もう長く言ってもあれですから、我々県民クラブは福島の方に行って測量しました。それで、私自身気がついたのは、やっぱり風向きもそうですし、山によって遮られて一時的には大丈夫だったとか、また、谷に来たら少々離れていても影響があったり、いろんな条件によってすごく違ってくるんですが、ちなみに、やっぱり福島から大分までが1千キロメートルで遠いなという気はするんですけど、海の風で来れば当然のことながら障害物が何もありませんから、やっぱり風向きによっては影響も非常に心配をされますので、今後引き続いてぜひ観測、常時測量をしていただいて、安全対策をやっていただきたいと強くお願いして、終わります。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別にないようですので、これを持ちまして生活環境部関係の審査を終わりますが、先ほどの浄化槽の資料をまた提出をお願いいたします。

執行部は、ご苦労さまでございました。

〔生活環境部退室〕

馬場委員長 ここで、休憩します。

再開は、午後1時からといたします。

午前 11時58分休憩

午後 1時01分再開

馬場委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより病院局関係の審査に入ります。よろしく願いいたします。

まず、付託案件の審査に入ります。第98号議案大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第98号議案大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、議案書は51ページですが、本日はお手元に配付しております資料により説明をいたします。

それでは資料の1ページをお願いいたします。

内容につきましては、先日説明したところですが、改めてご説明いたします。県立病院では、従来から病理診断を実施し、病理診断管理加算を算定していたところですが、ことし4月の診療報酬改定に伴いまして、病理診断管理加算に関する施設基準が改正されたところがございます。

改正内容は、資料の左下のアスタリスクの1に記載しておりますが、従前は(2)、(3)の要件を満たしていれば算定できていたところですが、新たに(1)の病理診断科を標榜することが追加となったものがございます。

診療科名を標榜するためには、医療法上の県への届け出が必要であるため、病院事業の設置根拠である条例に、今回病理診断科を追加するものというものでございます。

なお、経過措置として、9月30日までに届け出を行えば、4月にさかのぼって届け出があったものと見なされるため、今回の提案というものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

馬場委員長 これより質疑に入ります。質疑があればお願いをいたします

志村委員 全然知識がないので、病理診断科を標榜というのは、具体的にどういうことを指すという意味ですか。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 標榜というのは診断をする科名といいますか、それを公に知らしめる意味でございます。

志村委員 病理診断科というのはどういう科ですか。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 細胞診断とかいう病理の細胞診を行う診療科ということになります。

田代県立病院長 病理診断というのは、細胞を見たり、それから組織を見たりして、診断の最終的な材料になる、そういうものですね。だから、がんであるとか、そういうのも全部最終的には病理診断、組織を見て診断をする。顕微鏡で細胞を見たり組織を見たり、そういう科です。

志村委員 その辺はよく理解できたんですけども、今まではそれはどこでやっていたんですか。

田代県立病院長 やっているところは同じなんです。標榜が、名前が変わっただけです。今までは病理診断部だったんです。ところが、診療報酬改定で病理診断科を標榜することになったものですから、それを標榜しないとこの加算が算定できない。

志村委員 それはよくわかりました。

田代県立病院長 だから、名前が変わった、標榜が変わっただけです。表札が変わったと。

志村委員 最近、いわゆる血液検査の、あるいは血圧の基準数値が少し高くなったりしているという、これはどういうふうに診断に影響をされますか。このこととは直接関係ないんですが。

田代県立病院長 それも学会によって正常というか、基準の考え方が違っていて、例えば、循環器学会とかいうところの高血圧はその基準をクリアすれば合併症が少なくなるとか、長生きをし出すとか、そういう基準で正常基準値というんですかね、それをつくるんですけど、例えば、検診学会なんかは正常と思える人の集団の値をとってきて、それでこ

れが正常値ですよという線引きをするわけです。だから、観点が違うもんですから、多少、10、20ぐらい上限が違ったり下限が違ったり食い違いが出てくる、どっちが正しいかというのは非常に難しいんですね。それは検診で話があるときは検診学会の考え方の基準が多分重要視されるのではないかなと私は思っています。だから、そこら辺のことで混乱が起きていると。

志村委員 診療報酬にも関係あると思うんですが、ある一定の数値以上の場合には病名がつけられるけれども、それ以外は正常ということになると思うんですね。そうすると、その数値が上がれば、その間にいた人たちは今まで、例えば、血圧でも、高血圧症とかいう診断つけても、その数値が上がれば、間にいる人はそうじゃないわけですよ。

田代県立病院長 そうなりますね。

志村委員 そうすると、今度は病名がつけられないというふうなことにも影響するんですかね。

田代県立病院長 そのことはあり得ると思います。それは糖尿病とか、そんなのも多分一緒ですね。やっぱり境界型、ちょうど境界にあるようなところの人がいらっしゃいますからですね。はっきり糖尿病といえる方、ちょうどボーダーラインにいる方、それからはっきり正常といえる方。医学は大抵その基準値できちんと分かれるものじゃないですから、どんな疾患でもそういうグレーゾーンというのはどうしても出てきますね。

御手洗委員 4月にさかのぼって加算ですから、支障はないんですよ、収入に対しては。加算というのは報酬の何%ぐらい加算になっちゃう。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 もともと病理診断料というのが細胞診を行いますと400点つきます。今回は加算ということで、こういうふうに体制が整っているところについてはさらに120点、細胞診をやると120点が加算されるということになります。

御手洗委員 高いですよ。どうなんですかね、今の医療でこの加算というのが当たり前で、していないところは減額という解釈ですかね。聞こえはいいんですけど、加算とするほうが。

田代県立病院長 これに相当するかどうかはわかりませんが、例えば、病理の診断の専従医を置くとか、そういうので加算がとれますので、大きい加算はたくさんあります。加算がついているやつはほとんどそうですね。満たしていなかったら減額というのももちろんあります。

御手洗委員 加算の解釈ですけど、通常は当たり前で、していないところは減額という。

田代県立病院長 そうです。だから、ある程度の基準まで満たしておけば標準的な診療報酬をあげるけど、それを上乘せして機能を改善するような手を打っておけば、それに見合うご褒美をあげましょうというのがこういう加算です。

原田委員 1個だけ教えてください。この間、父が胃の血をとって検査をしたら余りよくなかったということなんですけど、こちらにある診断科では、外部からの病院からのいわゆる検査みたいなのも受けているんですか。

田代県立病院長 それは、いわゆる委託みたいなところでやっております。

深津委員 病院関連ということでお尋ねをしたいんですが、ご存じのとおり、4月から売店が民間のコンビニになりましたね。いろんなメリット、デメリットがあろうかと思うんですが、非常に心配しているのが利用者の方々に好評なのかどうかという問題と、基

本的には、我々から見れば、悪いけど大型のコンビニの企業収入は全部本部のほうへ吸い上げられて、大分県としてのメリットが余りないような気がするんですが、やっぱり利用者の方々が喜んでくれるという、もうやむを得ないというか、いろんなメリット、デメリットの中でやむを得ない部分があるかと思うんですが、実際今までやってきて5カ月余りですけど、やった中での成果というか、また課題があればお聞かせ願いたいと思います。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 売店につきましては、公募によりまして、委員のご指摘どおりローソンというところが今回採用になりまして、営業を行っております。患者さん、また職員からの声を聞きますと、メリットの面が多いかと思えます。職員からは食品の品目がふえて、24時間営業ですので、夜勤の職員にとって夜食等の購入もできるようになったということがございますし、24時間営業で患者さんからも朝の新聞も早く購入して読めるようになったという声も聞いております。また、電子マネーも使えるようになって、現金を持ち歩かなくてもいいようなこともありまして、そういった電子マネーによって便利さも増したというところも伺っております。総じて言えば、好評の声のほうが大きいかと思えます。また、不足するものについては、病院を通じてローソン側のほうにそろえていただくように要望を今行っているところということでございまして、総じてメリットの声のほうが大きいということでございます。

深津委員 メリットが多いということは非常にいいことなただけど、私たちとしては一番気になるところは、これまで地場産業、また地場の方々の商品を購入して、地場中小零細の方々の生活を支えてきた部分もあったのではないかなというふうに思うんですね。と同時に、利用者の方々の今言われたメリットの部分で、24時間ですから、非常に職員の方々や患者の方々も利用しやすい部分もメリットであろうかと思うんですが、じゃ、価格の部分について前とどう違うものか。前と変わらないのか、それとも前よりも若干なりとも高くなったのかなという気がするんですが、その点についてはどうですか。

宇野病院局次長兼県立病院事務局長 価格について、ちょっと細かい分析はないです。ほとんど変わってはいないんじゃないかなというふうに。前の生協売店、飲み物の単価にしてもほとんど変わっていないような気がいたします。ちょっと細かい分析まではしておりませんが、地元企業というところは確かにあるかと思えますけれども、前に入っていたかかつてからの業者とかはそのまま入っていただいていますし、多分クリーニング業者も地元からのところになっているかというふうに思っています。

深津委員 先ほど言いましたように、地元の産業を育成するという立場からでもできるわけですね。地元の方々を育てていただくためにも、企業の方針もあろうかと思えますので、できない部分はやむを得ないと思うけど、できるだけ地元の方を使っていただくように強くお願いをしていただきたいなということを申し添えて、終わります。

馬場委員長 ほかにまた議案以外であれば、最後をお願いをいたします。

ほかにご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

坂田病院局長 それでは、諸般の報告につきましてご説明させていただきます。

お手元の冊子の「大分県長期総合計画の実施状況について」により、説明いたします。

3ページの総合評価の施策別一覧表をごらんください。

病院局に関する施策は、政策欄の4医療の充実と健康づくりの推進の(1)安心で質の高い医療サービスの充実の一部でございます。

所管部局は福祉保健部になりますが、この中の県立病院対策事業が対象となります。

3枚めくって28ページをお開き願います。

中ほどのII目標指標の表の左、指標欄をごらんください。

このうち、5番目の県立病院における地域医療支援病院の承認要件が病院局の施策となりますが、初診患者のうち、地域の医療機関から紹介された患者さんの数の割合である紹介率と、逆に県立病院から地域の医療機関へ紹介した患者さんの数の割合である逆紹介率を評価指標としておりまして、25年度の紹介率・逆紹介率の目標値がそれぞれ60%、70%に対して、実績値は63.3%、68.2%、達成率が105.5%、97.4%となっております。

目標である地域医療支援病院の承認要件を維持していますので、今後とも、地域の医療機関との連携を図ることで、県民医療の基幹病院としての役割を果たしていきたいと考えております。

大分県長期総合計画の実施状況の説明は以上になります。

馬場委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別に、ご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かございませんか。

堤副委員長 今度、障がい者の歯科診療のことでいろいろ研究していこうということになっているんですけども、今、県病で歯科口腔外科というのがあるわけですけども、そういう障がい者に対する歯科の体制というのはどうなっているかというのを少し教えてください。

井上統括副院長 歯科医は県立病院に1名しかおりませんし、連日というわけじゃなくて、大学病院に研修に行かれる日もございますので、フルというわけにはいかないんですけども、その中で、一部障がいのある子供さんを入院させて、簡単な治療でも麻酔をかけないとできないという子供さん、特に心臓病を合併しているような子供さんに関しては小児科に入院していただいて、麻酔をかけた上で手術室で歯の治療を行うという患者さんが年間に数名おられます。そういう非常に特殊な例は極力県病は受けるということにしておりますが、それ以外はやはりなかなかマンパワー的にそこを重点的にというのはなかなか難しい状況です。幾つかの療養施設に歯科が入っておられまして、障がい児が通う療養施設で歯科治療を行っているというのは大分市医療圏での現況かと思っております。その中で先ほど言いましたような内臓疾患、特に心臓疾患も合併して、障がいもほかにも肢体不自由とか、そういったことがある方に関しては、私どものところで入院の上で全身麻酔のもとで歯の治療を行うというような医療を受け持っているところです。

以上です。

堤副委員長 となると、一般的な歯科治療で来るということはゼロという状況ですね。それは仮にそういうのを知らなくてお母さんが連れてきた場合、そうした場合はどうされる、どこか紹介されるんですか。

井上統括副院長 今、言いましたように、大体歯科治療だけにぼんと来られるということではなくて、まずは小児科に相談がございます。そのときは比較的難易度の低いような治療でよさそうであれば、療育を行っているようなところに歯科の先生が入り込んでおられますので、そういったところで定期的にまず見てもらうということをお勧めしている状況です。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにないようですので、これをもちまして病院局関係の審査を終わります。

執行部は、ご苦労さまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

馬場委員長 これより、福祉保健部関係の説明に入りたいと思います。

まず、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のありました、第88号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

末松薬務室長 第88号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

なお、資料の左上にも記載していますが、議案書は20ページでございます。

1条例の概要でございますが、地方自治法の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を、条例により市町村が処理することに関し、必要な事項を定めるものであり、この条例の規定に基づき知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理しております。

次に、改正内容につきましては、2から4にあります3つの法改正に伴い、関係規定を整備するものです。

まず、2の母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係規定の整備でございますが、これは、母子及び寡婦福祉法の一部改正により、法律名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されるとともに、父子福祉資金制度が創設されることに伴い、関係規定を整備するものです。

次に、3薬事法等の改正に伴う関係規定の整備ですが、これは、薬事法等の改正により、法律名が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に改正されるとともに、許可等の対象区分の再編及び再生医療等製品に係る規定の新設等に伴い、関係規定を整備するものです。

最後に、4第3次地方分権一括法による薬事法の一部改正に伴う関係規定の整備ですが、これは、第3次一括法により、薬事法の一部改正が行われ、都道府県の権限の一部、

具体的には高度管理医療機器等販売業許可申請などの事務が中核市に移譲されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いをいたします

井上委員 2番目かな、償還の市町村事務で市がしているということですが、どの程度償還しているかという把握ですかね、その辺のところの現況と、順調に今、償還いつているのかな。その辺の状況はどうなんですか。幾ら貸して、幾ら余って、幾ら返してもらってどうのこうの、そういう詳しいことは何か資料がありますか。

山口こども子育て支援課長 今のは母子寡婦福祉資金の貸付金の償還ということだと思いますけれども、償還の状況でございますが、貸し付けの制度が始まったところからの償還をトータルで見ますと、おおむね98%程度が返ってきておるという状況ですが、単年度で見ますと、まだ償還が必ずしも十分でないというところもあります。単年度で見ると、大体ですけど、半分ぐらい返ってきているような状況でありますけれども、詳しくはまた資料がございますので、お届けをさせていただきたいと思います。

馬場委員長 後ほどで構いませんので、資料をお願いいたします。

ほかにございませんか。

堤副委員長 今回、製造販売について許可制から登録制になりまして、製造する工場等の安全管理については、県のかかわりというのはどういうことになるんですかね。

末松薬務室長 今までは許可制で県知事名で許可を出していましたが、今回、登録制に変わります。県知事への登録になるわけですが、主に施設基準というのがなくなりまして、登録に変わり、施設の確認を行うようになっていきます。また、製造所の承認をいたしているかということにつきましては、医療機器に関する外部認証団体が調査に入って、きちんとした品質を保持した状態で作られているかということを確認するわけです。

堤副委員長 外部認証団体というのはどういう団体かというのをもう少し教えてください。

末松薬務室長 国の機関でいえば、PMDAという組織もありますし、医薬品医療機器総合機構です。あと聞きなれない団体ですが、TUVという、そういったそれぞれの医療機器に応じた認証機関があるようです。

堤副委員長 今の国でそういうふうな認証団体が入る場合には、定期的に入っているんですか。つまり2年に一遍とか3年に一遍とか、そういう頻度になるんですかね。

末松薬務室長 医療機器の場合は、定期的な調査には2年に1回とか5年に1回入りまして、QMS調査——クオリティ・マネジメント・システムですが、品質調査に入るようになっていきます。

堤副委員長 つまり定期で行うということ。県が登録をした場合、製造業の工場を登録しますよね。そこに外部認証団体等、いろいろ機器によって入っていく。それぞれ2年に一遍なら2年に一遍入ってくるという認識でいいわけですか。

末松薬務室長 定期的なもの、あと新たに新しい医療機器をつくる場合等にも、承認をとるときにも、そういった関係する認証団体も入ります。

山口こども子育て支援課長 先ほどの母子寡婦福祉資金の貸し付けの償還率ですけど

も、後で資料をお届けしますが、累計で98.3%、単年度で見ますと、平成25年度で41.9%の償還率となっております。また詳しい資料はお届けいたします。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分につきましては、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分につきましては、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

第85号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

平原福祉保健部長 それでは、第85号議案平成26年度大分県一般会計補正予算（第2号）の福祉保健部関係の歳出について、説明申し上げます。

委員会資料の2ページをごらんください。

資料の中段にあります当部に関係する9月補正予算額は、太枠で囲んだ部分になりますけども、2億5,828万9千円でございます。

既決予算額と合わせた予算総額は1番下の段の現計予算の欄にありますけども、太枠で囲んでおまして、917億7,949万7千円となります。

補正事業の具体的な内容につきましては、それぞれの担当課室長より説明させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高窪医療政策課長 医療政策課関係の補正予算について、説明申し上げます。

お手元の資料の3ページをごらんください。

まず、事業名、専門医認定支援事業490万2千円でございます。

これは、新たな専門医制度が平成29年度から導入されることに伴いまして、地域医療提供体制の充実を図るため、地域医療に配慮した総合診療専門医等の養成プログラムを作成する医療機関に対して助成するものでございます。

次に、その下、事業名、医療提供体制施設整備事業2億4,728万9千円の増額でございます。

これは、昨年10月に福岡県で発生いたしました有床診療所の火災事故を受けて、医療機関において火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために医療機関が行いますスプリンクラーの整備に対し、助成するものでございます。

医療政策課関係の説明は以上でございます。

末松薬務室長 薬務室関係の補正予算について、説明申し上げます。

事業名、健康情報拠点薬局整備推進事業609万8千円でございます。

これは、県民の健康寿命の延伸を図るため、国の委託を受け、地域の薬局・薬剤師を活用した健康相談や簡易検査、受診指導の仕組みづくりに向けたモデル事業を実施するものでございます。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で、補正予算の本委員会関係の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします

井上委員 ちなみにこれは財源の内訳はどうなっているんですか。

高窪医療政策課長 1つ目の専門医認定支援事業、これは国庫10分の10でございます。それから、2つ目の医療提供体制施設整備事業も同様でございます。

井上委員 10分の10ね。医薬品もそう。

高窪医療政策課長 はい、国庫10分の10でございます。

堤副委員長 スプリンクラー、これは大体基本的に、全体的に終わるといふことなのかが1つ。もう1個ね、さっきの健康情報の云々でモデル事業というんだけど、ちょっとイメージがどういう事業としてやっていくのかというのを、薬剤師協会が何かするのかなという、ちょっとイメージを教えてください、モデル事業。その2点。

高窪医療政策課長 消防法施行令の改正というのが見込まれておまして、県内有床診療所は278ございます。そのうち新たな設置基準で設置義務の生じるのが、213ということになっています。今回、この事業でここに書いています25カ所を整備をするんですけども、それを合わせても整備済みがまだ33カ所になりまして、設置義務のある213カ所のうち33カ所ということで、まだ15.5%ほどの整備率ということでございます。今回、補助対象にならなかったところにつきましては、スプリンクラーの整備が円滑に行われますよう、国に引き続き財政措置を求めていくということでございます。

以上です。

末松薬務室長 この事業ですが、大分県内の2地区、まず大分市管内と杵築、速見管内、杵築市と日出町で行われております。大分市内では、薬局の選定ですとか手挙げ方式で大分市では102カ所、杵築、速見地区では29カ所がこの事業に参加をして、薬局に相談に見えた方を簡易検査等を行うなどして、検査値によっては病院にかかったほうがいいですよといった受診勧奨等を行います。あと、この2地区においては、またいろんな研修会等も行っていくようにしております。

馬場委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第93号議案薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてですが、先ほども申しましたとおり、総務企画委員会に合い議をしております。

それでは、執行部の説明を求めます。

末松薬務室長 第93号議案薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について説明申し上げます。

4ページをごらんください。

1の概要は、まず、(1)ですが、薬事法の題名が改正されるため、法律名が引用されている関係条例の改正を行います。

また、(2)ですが、医薬品等の区分が細分化され、規制の再構築が行われることに伴い、手数料の新設、廃止等を行うものでございます。

2の改正する条例は大分県使用料及び手数料条例以下、4本でございます。この4本以外にも大分県の事務処理の特例に関する条例を改正しますが、先ほど第88号議案で説明しましたので省略させていただきます。

次に、3の関係条例における主な改正内容ですが、4つの条例とも法律の題名を改正するとともに、項ずれ、定義等の追加の規定の整備を行います。

また、大分県使用料及び手数料条例につきましては、手数料の新設及び廃止等をするものでございます。

各条例の具体的な改正内容につきましては、右側の表に記載しています。

施行期日につきましては、改正法の施行日と同じ、本年11月25日としております。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いをいたします

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別に、ご質疑もないので、質疑を終わります。

採決については、総務企画委員会からの回答が届いておりませんので、保留をいたします。

次に第94号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、第97号議案おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部改正について及び第96号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山口こども子育て支援課長 資料の5ページをお開きください。

第94号議案、第96号議案及び第97号議案につきましては、いずれも平成24年8月のいわゆる認定こども園法が改正されたことに伴うものでありますので、一括して説明させていただきます。

初めに、議案の全体像についてご説明します。

認定こども園の認定の要件については、現在、左側にありますとおり大分県認定こども園の認定の要件を定める条例で基準を定めております。

今般、法律改正に伴い、幼保連携型については独自の基準を定めるということになりましたことから、右側の一番上にあります第94号議案において、幼保連携型についての基準を定める条例を制定するとともに、上から3つ目、同じく第94号議案の附則で幼稚園型などの3類型についても規定の整備を行います。

また、幼保連携型については、改正法において、認可に当たり審議会の意見を聴くこととされたことから、上から2番目、第97号議案において、おおいた子ども・子育て応援県民会議条例を改正することにしています。

あわせて、保育所についても、国の基準の変更を踏まえ、1番下、第96号議案において、その設備及び運営に関する基準を定めた条例を改正します。

次に各議案について具体的に説明します。6ページをごらんください。

第94号議案大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

この条例は、幼保連携型認定こども園の設備や運営に関する基準を定めるものですが、条例の基本的な考え方は、2の(1)にございますとおり、①学校及び児童福祉施設の双方の位置付けを有する単一の施設として、国の府省令に基づき県の基準を設けること、②基準については、現行の幼稚園及び保育所の基準をベースとしますが、幼稚園と保育所で基準の内容が異なる場合は、高い方の水準を引き継ぐこと、としております。

(2)の主な基準ですけれども、①満3歳以上の児童の教育時間についての学級の編制、②園児数に応じた職員の数、③園舎、保育室及び園庭の面積等について定めるとともに、④独自の基準として、現在、保育所に求めている県独自の基準と同様に非常災害対策計画の策定、毎月1回以上の避難訓練の実施等についての規定を設けております。

(3)移行等に関する特例ですが、既存施設が移行する場合の設備に関する基準等の特例を設けることにしております。

(4)大分県認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正については、幼保連携型の基準を削除することから、題名の変更等を行うことにしています。

施行期日につきましては、認定こども園法の一部を改正する法律の施行の日からとし、平成27年4月1日を予定しております。

続きまして、第97号議案おおいた子ども・子育て応援県民会議条例の一部改正について、ご説明いたします。

7ページをお開きください。

1の改正理由でございますが、先ほど説明しましたとおり、幼保連携型認定こども園の認可に当たり、意見を聴くための審議会をおおいた子ども・子育て応援県民会議に設置するためであります。

改正内容でございますが、第1条に県民会議の設置目的として認定こども園の設置認同等に係る事項の調査審議等を加えるとともに、設置根拠として認定こども園法第25条を追加するものでございます。

3の調査審議の方法等でございますが、具体的には、県民会議に部会を置き、幼保連携型認定こども園の設置認可、事業の停止又は施設の閉鎖命令、認可の取消しに当たっての意見、その他の調査審議を行うことにしております。

最後に、4の施行期日でございますが、認定こども園法の施行の日からとし、平成27年4月1日を予定しています。なお、改正条例を円滑に施行するため、条例の施行の日前においても、調査審議を行うことができることとしております。

次に、第96号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

8ページをごらんください。

改正理由ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めた厚生労働省令の一部改正及び認定こども園法の改正等によりまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、省令改正を踏まえた改正として、①保育所が定めておくべき事項についての規定や、②保育所の業務の質の評価や改善を図る規定の追加等を行い

ます。

また、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴う改正につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

その他所要の改正として、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う用語の整備を行うようにしています。

施行期日につきましては、上の表の（３）にあります用語の整備につきましては、本年10月1日、その他の改正につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします

堤副委員長 きのう質疑があって、第94号議案の第4条の関係ですね、ちょっとその説明を受けたんだけど、もう一度この第4条だけで見ると、基準の向上というのは、この条例で定める基準を超えて勧告することができるだとか、常に向上させるように努めるものとするというふうな文言が1と2の中にあるんだけど、この意味を教えてください。

山口こども子育て支援課長 今、ご質問になったのは、幼保連携型認定こども園の基準についてでございますが、この幼保連携型認定こども園の基準については、幼保連携型認定こども園が保育所の機能、それから幼稚園の機能、これを兼ね備える施設であるということから、基本的には先ほどご説明しましたように幼稚園の基準と、それから幼稚園の現行の基準というのをベースに基準をつくっております。

今、委員からご質問のありました点につきましては、現在の保育所の基準として、1つは、保育所は最低基準を超えて常にその設備と運営を向上させなければいけない。それから最低基準を超えて設備あるいは運営をしている保育所は最低基準を理由としてその水準を低下させてはいけないと、そういう規定がもちろんついて変更ございまして、今回、幼保連携型認定こども園についてもその基準を準用しております。今、委員のご質問のあった第4条でございますが、第4条の規定は、知事は県民会議の意見を聞いて、幼保連携型認定こども園に対して、この条例に定める基準を超えて設備運営を向上させるように勧告することができる、そういう規定になっております。したがって、この第4条の規定というのは、先ほどご説明しました保育所でもって準用している最低基準を超えて設備運営を向上させなければいけないということ、それから、それを超えて実際に運営している場合には、最低基準を理由としてその水準を引き下げてもいけない、そういうような義務がかかっておりますので、そうした義務に違反した場合には県民会議の意見を聞いて勧告することができる、そういう趣旨の規定。まさに先ほど言った基準を担保するための規定であるというふうに考えております。

堤副委員長 ということは、保育園で決めている基準を今実際されているよりもっと向上させましょうよとか、下げてもいいよという基準を幼保連携の場合の第4条でそれを担保しているということの認識でいいわけね。僕がこれで思ったのは、結局、今、最低基準が幼稚園でも保育園でもありますよね、この条例の中で。それをもっと上乘せ、仮に1人当たりの園児面積を1.6平米から2平米にするとかいうふうなことも可能というふうに思ったんですけども、それは間違いですか。

山口こども子育て支援課長 ここで今私が申し上げたのは、仮に今、例えば、2平米に既になって運営をしていますと、そういったところが、いや、しかし、最低基準は1.65平米なり1.9平米なので、じゃ、最低基準に引き下げてしまおうと、そういう理由で引き下げるということはしてはいけないよということが定められていますので、そうしたことが仮にあった場合には必要に応じて勧告ができると、そういう規定であろうかと思いません。ですので、議員のおっしゃったように、そもそも1.65平米から2平米に上げるべきであるということであれば、例えば、最低基準そのものを引き上げるということも本当はあってしかるべきであると思えますし、この勧告というのは、先ほど申し上げたような場合には適用していくのかなというふうに考えております。

堤副委員長 2項の中で、常に向上させるように努めるものと、この第2項ね、この2項の規定というのは、まさに最後僕が言ったような形のやつで要請もできるという認識は2項で見るとできるんじゃないかな。

山口こども子育て支援課長 第4条の2項は、県はこの条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとするという基準、規定ですので、まさに県としてさっき言った1.65平米であるとか1.95平米、それで満足しないで、常に向上させるように努める、基準を上げることに県が努めるんだという規定であると。

御手洗委員 このこども園の認定ですかね、認可に当たって、地域の格差というのがあると思うんですけど、それに沿っての認可というのはできるんですかね。地域、大分市とそれ以外のところは格差がかなりあると思うんですが、このところはいかがですか。

山口こども子育て支援課長 格差というのがどの点に関する、まず、公定価格、値段については基本的に全国一律の、もちろん地域によって多少違いがありますが、大分県内は同一の単価になっておりますので、そういった意味で支給される単価については県内で差はございません。ただし、認可するかどうかということについては、もちろん一定の施設の基準がございますけれども、ニーズと、それから供給量ですね、保育ニーズと供給量を比べて、まだニーズのほうが上回っている、逆に言うと、まだ保育所が足りないということであれば、基本的に設備の基準を満たしていれば認可をするという基準になっておりますので、今お尋ねのあった、例えば、大分市中心ではまだまだ保育ニーズが上回っていると、つまり保育所が足りないという状況ですから、施設の基準を満たせば認可をしていくということになってくると思います。一方で、地方などで、例えば、ある地域では既にニーズがオーバーしているということであれば、それは認可をしなくてもよいという規定になっております。

井上委員 申請における市町村とのかかわりというのは、市では許したんだけど、県が難しいとか、県がオーケーしながら市がだめだとか、何かそういうことを時々耳にするんだけど、その辺の状況はどうですか。

それと、素人なんですけど、既に6施設、26施設というのは現在の施設の数ですか。

山口こども子育て支援課長 まず1点目の認可の権限についてですけれども、現行の保育所については県が認可をするということになっていますが、大分市は中核市ですので、大分市が行うと。これは新制度においても基本的に同様の枠組みになっていまして、保育所の認可は県が行う、大分市については大分市が行う。それから、幼保連携型認定こども園の認可についても県が行う、ただし、大分市については大分市が行うということになって

いまして、県が例えば、幼保連携型認定こども園の認可をもらう場合には、当然市町村の定めている計画との関係がございますので、市町村とよく協議をした上で認可をするという規定が法律上書いてございますので、そうした規定に基づいて、ほかの実際の幼保連携型認定こども園が存在する市町村と協議した上で認可の決定をしていくということになるかと思っています。

それから、2点目の現在の6施設、26施設、1施設という数についてですが、それはおっしゃるとおりで現行の数でございます。

井上委員 心配しているのは、結局、市町村の中でよく争いがあるんだよね、保育園と幼稚園の数の問題で。その辺の調整というのが気になるんで、その辺の決定というのは相当、いわゆる基本を決めてやんなきゃいけないんですよ。ですから、県も認可する場合については市町村の状況はどうかということ把握してやらなきゃいけないし、その辺のところに十分気持ち的にもやっておかないと、ぴしっとその辺の線を決めるか、ぴしゃっとしておかないと私は難しいと思うんですよ。ですから、その辺のところの心構えをもう少し関係者にわかるように説明しながらしていただきたいということを願いたいと思いますので。なるべく争いのないように、そちらのほうで調整をしてほしいなという思いがございますので、そういった状況です。よろしくお願いします。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないので、これより採決に入りますが、説明を受けた順番で採決をいたします。

まず、第94号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに、異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

馬場委員長 異議がありますので、挙手により採決をいたします。（「一言だけ」と言う者あり）

堤副委員長 94号議案については、確かに法律の改正だから県条例をあたらないかという、それはわかるんですよ。ただ、国の法律そのものがね、きのうも質疑しましたけれども、財源も明らかになっていないし、本当にこれで格差の解消につながるんだろうかというような非常に大きな疑問が残るんですね。だから、そういう点では、県として、先ほど4条第2項というのが確認できましたので、それに基づいてもっともっと質をよくしていくということは大事だというふうに思います。そういう立場から反対さざるを得ないという、そういう気持ちでございます。

馬場委員長 第94号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 挙手多数であります。

よって、第94号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第97号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、第97号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第96号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

堤副委員長 これもですね、中身の説明は以上なんだけれども、避難設備の関係で、本当にこれは大丈夫なんだろうかという非常に大きな危惧も持たれるんです。そういう点では、これについては反対せざるを得ないと。子供の安全のために、そういう立場から反対を表明いたします。

馬場委員長 ご異議がありますので、挙手により採決をいたします。

第96号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 挙手多数であります。

よって、第96号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第95号議案母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備についてですが、総務企画委員会に合い議をしておりますことを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

山口こども子育て支援課長 それでは第95号議案母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備について説明いたします。

資料の9ページをお開きください。

1の概要ですが、今回の改正は、母子及び寡婦福祉法の改正によりまして、法律の題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法と改正され、父子家庭に対する支援拡充として父子福祉資金制度が創設されることなどから、関係する条例の規定を整備するものでございます。

2の改正する条例ですが、大分県母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金の免除に関する条例、以下、5つの条例でございます。

次に3の関係条例における主な改正内容ですが、①法律の題名の改正に伴うもの、②父子福祉資金制度創設に伴うもの、③その他父子家庭を新たに支援対象とすることに伴う名称変更によるものなどでございます。

具体的な改正の内容につきましては、右側の表のとおりでございます。

条例の施行期日につきましては、改正法の施行日と同じ本年10月1日としております。

説明は以上でございます。

馬場委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

井上委員 ちなみに大体何軒ぐらいあるんですか。戸数というか、対象者は。大体何か表か何かがあるんですか、市町村別に。それは後でいいですから、大体どのくらいあるのかなど。

山口こども子育て支援課長 おおむね年間の貸し付けが、母子で今現在100件程度になっておりますけれども、また詳しい資料がございますので、またお届けをしたいと思います

す。

井上委員 100件程度申請があるということですか。

山口こども子育て支援課長 毎年ですね。25年度で見ますと、新規貸し付けが98件ということになっております。

井上委員 母子家庭とか父子家庭の戸数は大分県下何軒ぐらい。

山口こども子育て支援課長 母子家庭と父子家庭そのものの数でございますね。済みません、ちょっと今手元に数字がございませんので、またお届けいたします。

井上委員 とにかく母子家庭の場合はなかなか、男性の場合は意外と生活関係においてはある程度確立されているので、母子家庭の皆さん方は大変だろうなという気がするんでね、その辺のところの判定というのも、やっぱり所得の関係を見ながら貸し付けの決定をするわけですか。

山口こども子育て支援課長 このひとり親に対する貸付金については、所得要件自体は記されておりませんので、所得要件自体が審査の基準になっているわけではありませんけれども、当然貸し付けを行う上では、償還ができるかどうかとか、その他の支援が受けられるかといったような状況を勘案して貸し付けの決定を行っております。

それから済みません、先ほどあったひとり親の世帯の数でございますけれども、県全体で見まして、平成22年の国勢調査によりますと、母子世帯が7,813世帯、父子世帯が891世帯、合計で8,704世帯となっております。

井上委員 22年。

山口こども子育て支援課長 平成22年の国勢調査。

馬場委員長 もう一度言って。

山口こども子育て支援課長 母子世帯が県全体で7,813世帯。

馬場委員長 7,813世帯。そして、父子世帯が。

山口こども子育て支援課長 済みません、持っている数字にそこがあるので、もう一回確認して、正しい数字をお届けさせていただくということでよろしいでしょうか。大変申しわけありません。

馬場委員長 後ほどで構いませんので、母子世帯数を。

馬場委員長 ほかに。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質問もないので、質疑を終わります。

採決については、総務企画委員会からの回答が届いておりませんので、保留をいたします。

次に継続請願17「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について、前回の説明から変更があればお願いをいたします。

姫野障害福祉課長 前項の説明からの変更はございません。

馬場委員長 これより質疑に入ります。

請願17についての質疑はございませんか。

堤副委員長 これは24年3月に出されていますけれども、この間は全然動きがないという状況なんですか。

姫野障害福祉課長 24年3月以降、25年4月1日に障害者総合支援法という法律が施

行されております。この法律は平成18年4月に施行された障害者自立支援法の一部を改正する法律ということで名称も変わって、法律は総合支援法という名称に変わって法律が施行されております。

馬場委員長 それが行われているということですね。

姫野障害福祉課長 はい、それがもう25年4月1日に障害者総合支援法が施行をされております。ご説明をいたします。この請願の趣旨を改めて申し上げますけれども、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめました障害者総合福祉法の骨格に関する提言、いわゆるこれが骨格提言と言われるものですが、それを最大限尊重して反映した障害者総合福祉法の制定をするよう国に対して意見書の提出を求めるものであるというふうに認識しております。国はこの骨格提言につきましては、段階的計画的な実現を目指すものとして提言を一部反映しました障害者総合支援法を平成25年4月1日から施行をしております。また、この支援のあり方などさらに検討を要する問題につきましては、法施行後3年を目途に関係者の意見を聞きながら必要な措置を講ずるというふうに説明をしております。

以上です。

堤副委員長 骨格提言そのものがこの法律に反映されていないというのが大きいんですね。一部は反映されているけれども、しかし、骨格提言というのは障がい者団体とかいろんな方が提言をして、これが最高の内容だということでしたし提言を出したと思うんですけど、今の説明ですと、それが今後具体的に入れていくよ、具体的に検討していくよということへの、そういう今入っていない問題について具体的な検討というのは今されているんですか。

姫野障害福祉課長 今、国においては、社会保障審議会の中に障害者部会というのがございます。その中において、例えば、現在のところはなんですけれども、障がい児支援のあり方とか、それとか報酬改定も含めてその部会で検討をされているところであります。直近の開催が7月30日ですけど、引き続き検討はされるというふうに聞いております。

堤副委員長 県としてこういうふうな請願が出されましたということで、国に対して社会保障審議会とか、いろんな障がい者の法律を審議する部分に県としては要請か何か出しておられるんですか。こういう部分についてはこういうふうに変えてほしいと、こういうふうなやつを入れてほしいとか、そういうふうな具体的な県としてのアプローチはあるんですか。

姫野障害福祉課長 今のところ、県としては、そういう個別具体的な要請というのはしておりません。今後の検討状況を見守っていくという状況であります。

堤副委員長 ぜひ、それは県としていろんな今状況があるわけだから、積極的な意見として声を出していかな。国からいろいろ情報をもらうだけじゃなくて、県としてこういうふうな部分についてはもっと入れてほしいということはやはり積極的にやるべきだというふうに私は思いますから、ぜひそれは要望でしておきます。

原田委員 この条約の批准以降、また政権も交代したことなどで、この論議、いろんな意味でなかなか十分な論議はまだ尽くされていないんじゃないかなというふうには思っているんですが、ぜひそういった方、障がいを持った方々のためにも、どうにかしていい方向で考えてあげたいという思いがありますので、否決するんであれば継続にしてください

いんですがね。

馬場委員長 それでは、先ほど要望もございましたが、国の動向を含めて、国に要望することも含めて、一応継続ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

馬場委員長 継続審査ということでお諮りをしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

平原福祉保健部長 では、私のほうから、大分県長期総合計画の実施状況について、ご報告をさせていただきます。お手元の資料に基づき説明させていただきます。

実施状況に係る資料の3ページをお開きください。

福祉保健部に関する施策でございますけども、安心の分野でございます。施策は全体で11施策ありますけども、政策の1（1）次代を担う子どもを社会全体で支える環境の整備から政策の4（2）みんなで進める健康づくりの推進までの9施策、それから政策の8（1）地域で共に支え合うまちづくり、それから、9危機管理の強化の（2）感染症・伝染病対策の確立ということで、全部で11の施策が関係しております。

この中で成果を上げている施策となかなか上がっていない施策について、主なものを説明させていただきます。

まず始めに、成果を上げた取り組みについての指標を3点ご説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

ページの真ん中あたりのⅡの目標指標の指標欄をごらんください。

1つ目の60歳以上のボランティアコーディネート率についてですが、これは、その年度に新規登録してボランティアを希望した方々に対して、その年度のうちに活動ができた方の割合ということで、69.2%となり、達成度は160.9%と目標値を大きく上回ったものであります。

次に18ページをお開きください。

Ⅱの目標指標の指標欄の1番下の認知症サポーター数についてでございますけども、これは、認知症サポーター養成講座を受講された方の人数ということで、4万6,774人となり、達成度は139.3%と目標値を上回ったところであります。

次に少し飛びますけれども、62ページをお願いいたします。

Ⅱ目標指標の指標欄の1番下にあります、あったか・は一と駐車場協力施設数ですけども、これは、車いす使用者のほか、妊婦や高齢者など歩行の困難な方に利用していただく、あったか・は一と駐車場の協力施設数でございます。昨年度末で1,036施設となり、目標値を上回ったところでございます。

続きまして、指標の成果が低いものについて、3点説明させていただきます。

ちょっと戻りまして8ページをお開きください。

Ⅱ目標指標の指標欄の上から6番目になります、病児・病後児保育実施施設数であります。昨年度は1カ所増の15施設にとどまりまして、達成度は78.9%と目標値に及びませんでした。

今年度は、現時点で新たに1カ所設置されておりました、その他に4カ所の開設が予

定されています。目標まであと2カ所となりますので、引き続き市町村への支援を行ってまいりたいと考えております。

次に18ページをお願いいたします。

II 目標指標の指標欄の1つ目、小規模多機能型居宅介護事業所の設置されている日常生活圏域数でありますけれども、小規模多機能型居宅介護事業所と申しますのは、デイサービスを基本として、自宅への訪問介護や事業所での泊まりを組み合わせたサービス形態のことです。採算性の面などに難しいところもあって、25年度は、34圏域にとどまり、達成度は82.9%と目標値に及びませんでした。

今年度は目標46圏域に対して37圏域の見込みとなっております、現在、第6期のゴールドプランを策定中ですので、引き続き市町村に整備促進を働きかけてまいりたいと思っております。

最後に、52ページをお開きください。

II 目標指標の指標欄の1番下、健康応援団登録店舗数でございますけれども、これは、健康情報の発信や栄養成分表示など、健康づくりを応援する取り組みを行っている飲食店等を登録するものでありまして、25年度は、224店舗となりまして、達成度は65.9%と目標値に及びませんでした。

今年度は8月末現在で328店舗となっております、引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。

私からの説明は、以上でございます。

馬場委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします

御手洗委員 18ページなんですけど、認知症が非常に年々増加している中で、この認知症サポーターの人数の目標値というものが設定されて、実績としてこれだけ出て、達成率は139%と上げておるんですけども、この目標値の設定の仕方はどのようにされているんですかね。

飯田高齢者福祉課長 申しわけありません。ちょっと今、手元に、別途その積算資料を持ち合わせていませんので、後ほどちょっと報告をしたいと思います。

御手洗委員 全国的に認知症、国策で取り組んでいるわけですけども、そういう中で、県下で基準値を上げて、この基準値が少ないんじゃないかなと、1桁ぐらい違うんじゃないかなという思いでならんのですけれども、今、高齢者の皆さんが全員参加してもいいぐらいの時期ではないかなという中で、この設定の仕方がもうちょっと、1桁、2桁というわけいかなんでしょうけど、ぐらい上げて取り組む時期は、もうとうにきているのではないかなというふうに思うのですけれども、ぜひこのことは、後からでも結構ですから。

平原福祉保健部長 今、委員おっしゃったとおりだと思います。4万人には4万人の、その当時の設定の根拠というのがあったと思いますけれども、これまで認知症について関心が高まり、県民全体でこの認知症の方を見守っていかなければいけないという時期に確かに来ていると思いますし、そういう意味での理解があるというサポーターですから、皆さんになっていただきたいという思いで、この4万人という目標については大きく引き上げる必要があると思います。

現在、第6期のゴールドプランをつくっておりますし、長計の見直しということでも今

検討を進めておりますので、そうした作業の中でどのくらいまで広げるか、このことについてはまた検討させていただきたいと思います。

御手洗委員 ぜひよろしくをお願いします。

馬場委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

堤副委員長 8ページの子育ての関係ですけれども、先ほども部長が病児・病後児保育実施で、実績が15カ所と言うんですけれども、27年度目標では22カ所だけれども、この病児・病後児というのが賄える園数というので、22カ所というふうにしているのかなと。22カ所までとりあえずしときましようという数字なのか、それはどっちなんだろうか。

山口こども子育て支援課長 この目標値の22カ所につきましては、各市町村ごとに次世代育成支援の行動計画というのを5年間で定めるということになっておりまして、各市町村が定めた数の積み上げが22カ所ということになっております。ですから、それが策定されたのが今から4年半前になりますので、その時点で見た必要量というのをそれぞれの市町村が上げて、それを足しているのがこの22カ所という数字になります。

先ほど申しましたとおり、新制度に向けて、今、市町村のほうで行動計画というのをつくっておりますので、そうした中で、これから新しい5年間の計画をつくるその中で、この病児保育についても数字を、ニーズをはかっていくということになっておりますので、そこで数字がまた新たに出てくるものと思っております。

堤副委員長 たしか県病の保育所が病後児保育を始めたよね。あそこは県病内の保育だから、職員さんとか、そういう人のあれなんだけれども、結局、施設として見たら病後児を扱うためには特別な体制をとらないかんじゃないですか。今度、幼保連携の認定こども園との関係でいうと何かあるんですかね、仮にそれを入れた場合には仮単価が高くなるとか、施設基準がこうなるとか、そういうふうな違いというのはあるんですか。

山口こども子育て支援課長 病児・病後児保育につきましては、まず、病児を扱うかどうかというところで少し基準が違うんですけれども、病児を扱う場合には、より高い基準が必要であるということで、例えば看護師さんを置かないといけないとか、そうした点で、ややそういうところの確保に苦労しているというようなお話を伺うところですが、新制度におきましても、病児・病後児保育自体の要件は特に変わるということは聞いておりませんので、そこはまた新制度においても同様に、必要な基準を確保していただいた上で実施をしていただくということになろうかと思っております。

堤副委員長 病後児も一緒ですか。

山口こども子育て支援課長 病児・病後児保育は、特段今のところそんなに大きく変わるということは聞いておりませんが、病児に対応する場合には、より高い基準が必要になるということでもあります。

堤副委員長 はい、わかりました。よろしくをお願いします。

飯田高齢者福祉課長 先ほどの認知症サポーター数の27年度の目標、4万人の設定の考え方でございますけれども、平成22年度の実績が2万3,807人というサポーターの数で、そこを基準といたしまして、それまでのサポーターの伸び、増加数の平均を約3,500人ということで、その数字を押さえまして、毎年3,500人サポーターの数をふやしていくということで、最終的に27年度で4万人というサポーター数の目標値を設定

したところでございます。

御手洗委員 じゃ、これは市町村に割り当てているんですか。

飯田高齢者福祉課長 特に市町村に割り当てと、そういったことは行っておりませんが、認知症サポーターの養成講座につきましては、毎年、県も行っておりますけれども、基本は市町村の、例えば地域包括支援センターが窓口になって、そういった研修をやるということで、基本的には市町村のほうで、それぞれそのサポーターの養成を行っていただいております。県も当然行っておりますけれども、市町村が主体となっております。

御手洗委員 これからいくと、3年後には4万人になるということなんですか。

飯田高齢者福祉課長 既に25年度で4万6,774人のサポーター……

御手洗委員 ですから、これからいくと5万人になるんですね、3年後は。3,500人ずつふえていくという計画ですね。

飯田高齢者福祉課長 認知症のサポーターも含め、認知症施策につきましては今後の大きな課題でもございますので、今現在、第6期のゴールドプランの策定が済んだら、そういった議論を踏まえまして今後の認知症施策の一環として、このサポーターをどうしていくかということところは、計画の策定の中でまた出てくるかと思えます。

御手洗委員 部長、よろしくをお願いします。

原田委員 1個だけいいですか。先ほどの病児・病後児保育施設なんですけど、数だけの問題じゃなくて、地域的なバランスというのはやっぱり重要だと思っているんです。例えば市内に1つでもあれば、そこに預けられる可能性はあると思うんですが、そういった意味でいうと、いわゆる、ない市町村というのは今幾つぐらい、地域的なバランスで見るとどういうふうな状況なのか、ちょっと教えてください。

山口こども子育て支援課長 今、既に病児・病後児保育施設が設置されている市町村が、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、それから杵築市が9月1日から新しく開所しましたので、杵築市が、今、設置されている市町村。それ以外のところは、まだ設置されていないという状況です。

原田委員 ない市町村への働きかけというのがやっぱり重要になってくるだろうなと思いますので、これからも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

馬場委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないので、次の報告をお願いしたいと思います。

後藤地域福祉推進室長 大分県地域福祉支援計画の策定について、説明を申し上げます。

別に配付しております同名の別冊資料の1ページをお開きください。

この計画につきましては4月と6月の本委員会でご報告をさせていただきましたが、今回は、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づきまして、現在の立案過程の状況についてご報告をするものでございます。

この1ページは、計画策定の全体的な概要をお示ししておりますので、具体的には2ページ以降で説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。

まず、1計画の趣旨としましては、孤立ゼロ社会の実現を目指して、人口減少に立ち向

かい、地域力を結集し、自助・共助・公助の連動による地域のつながりの再構築に向けた県の取組を定めるものがございます。

次に、少し下がって中段の第2、計画の基本的事項の1の(1)基本理念でございますが、誰もがどこでも個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域社会の実現としております。

そして(2)施策の基本的方向としましては、地域福祉を推進する体制づくり、地域福祉を支える人づくり、多様な地域資源による基盤づくりの3つの柱に基づき施策を推進します。

資料右側の第3、計画の具体的取組につきましては、次のページをお開きください。

現時点における施策体系及び成果指標でございます。

まず、1 地域福祉を推進する体制づくりとしましては、(1) 地域住民と関係機関・団体の役割・支援では、県民一人ひとりの役割や関係機関・団体の役割と連携、また地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への支援について、右側の(2) 地域特性を踏まえた市町村との協働では、市町村等と協働する体制づくりや共通課題を検討するプロジェクトチームの設置を掲げることとしております。

成果を測る指標としましては、相談できる相手がいる人の割合、社会福祉協議会の認知率、地域に住み続けたいと思う人の割合を考えているところでございます。

次に、2 地域福祉を支える人づくりとしましては、(1) 地域福祉の核となる人材の確保・育成では、民生委員・児童委員を支援する体制づくりや社会福祉従事者の確保と資質向上、ボランティア活動へいざなう仕組みづくりなどについて、(2) 活動の場の充実では、自治会組織の活動促進、サロン活動等交流の場の充実などを掲げることとしております。

ここでの成果指標としましては、民生委員・児童委員活動に対する理解・支援度、地域行事に参加している人の割合、校区社協等のある自治会数を考えているところでございます。

3 多様な地域資源による基盤づくりにつきましては、(1) 県民の共生意識の醸成と行動の喚起では、こころ、まち・もの、サービス・情報・制度・仕組みのそれぞれのユニバーサルデザインの推進や県民が自ら地域の課題に取り組む機会づくりといった自助の促進を掲げ、(2) 共に支え合う地域力の向上では、民間事業者等と協働する見守り体制の推進や災害時に配慮を要する人を支える地域づくりの促進、地域住民と協働する法人後見等の推進など、共助の取り組みを、(3) 公的サービスの充実では、誰もがその人らしく暮らし続けられる権利擁護の推進や生活に困窮する人などを支援する体制の整備など、「公助」の取り組みを掲げることとしております。

ここでの成果指標は、ユニバーサルデザインの認知率、見守りネットワークを設置している市町村数、個別支援計画策定済の自主防災組織率を考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

山口こども子育て支援課長 引き続き、大分県次世代育成支援行動計画の策定について、ご説明いたします。

同名の別冊資料がございますので、1 ページをお開きください。

この1 ページは、計画策定の全体的な概要をお示したものでございますが、具体的に

は2ページ以降で説明をさせていただきます。

2ページをごらんいただきますと、計画の骨子でございますが、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つことができる社会をめざす姿として位置づけまして、その姿をよりイメージしていただきやすいよう、新たに、5つの具体像を設定しております。具体的には、①地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる、②必要なときに子育て支援サービスを利用することができる、③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる、④希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる、⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる、としています。

また、子育て満足度日本一の実現を基本目標に、子どもの育ちの支援、子育ての支援の2つを基本姿勢とし、これまでに引き続き7つの基本施策に取り組みます。このうち、基本施策の5番目、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進につきましては、人口減少の一層の進展を踏まえ、結婚から育児まで一貫した支援を充実する観点から、第2期計画の子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりから記述を変更しております。

1番下の評価体系につきましては、分かりやすく、また、きめ細かく評価をするため、これまで同様、個別事業ごとのアウトプット指標と効果に関するアウトカム指標を組み合わせたものになっています。

3ページをお開きください。

ここでは、計画の構成について示しておりますけれども、右側の各論編の主な変更点3点についてご説明いたします。

初めに、第2章地域における子育ての支援の(2)につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、就学前児童の教育・保育の充実を図るため、これまでの保育サービスの充実等から幼児期の教育・保育の環境整備に変更しています。

次に、第4章きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援の(4)子どもの貧困対策の推進につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律の成立等により、取り組みの推進を図るため、新たに項目を追加しています。

また、第5章結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進の(1)結婚・妊娠・出産の支援につきましては、先ほども申し上げましたとおり少子化対策への対応をより明確にするため項目を整理の上、修正を行っています。

4ページをごらんください。

評価指標のうち、総合的な評価指標(アウトカム指標)について、ご説明をいたします。

第2期計画、現行計画では、14項目の指標を設けておりましたがけれども、項目を簡素化することにより、より分かりやすいものとするとともに、全国順位が把握できるかどうかといった観点で見直しを行いまして、10項目の指標を設定しております。具体的には、2番目の住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合を初めとします②、③、④、⑥の4つの新たな項目を含む10の指標により、評価することにしております。

続きまして、大分県ひとり親家庭等自立促進計画(第3次計画)について、ご説明をいたします。

委員会資料に戻っていただきまして10ページをお開きいただきたいと思います。

前回6月の本委員会におきまして、本年度中に、新たな計画を策定予定である旨をご報告させていただきましたが、計画の概要や現在の検討状況等について、ご報告をいたします。

1の趣旨ですけれども、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上を目的とした施策を総合的、計画的に進めるための基本指針として策定するものであります。

2の計画の位置づけにつきましては、国の基本的な方針を踏まえたものとするともに、県の安心・活力・発展プランの部門計画と位置づけ、各部局が所管する各部門計画との整合性を図ります。

3の計画期間ですが、平成27年度から31年度までの5年間としています。

4の県民意見等の反映ですが、昨年度実施したひとり親家庭実態調査の結果や母子福祉団体や母子自立支援員などの意見を反映します。

次に、5の計画の基本理念ですが、この計画により、ひとり親家庭等が、自ら進んで生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立し、子どもの心身にわたる健やかな育成と、健康で文化的な生活が実現する社会づくりを目指すこととしています。

11ページをお開きください。

6の施策の体系でありますけれども、第3次計画では、基本目標として、相談体制と情報提供の充実を新たに追加し、従来の、子育て・生活支援策の充実から経済的支援の充実までの4本を加えました計5本を掲げることにしています。

主な変更点につきましては、下線を引いておりますけれども、1つ目は、ひとり親家庭等からの相談をしっかりと受け止める体制づくりを行うとともに、制度やサービスについての情報提供を強化したいと考えております。

2つ目は、子どもの学習・就職支援について、関係機関とともに推進してまいります。

3つ目は、養育費確保対策の広報・啓発活動に力を入れるとともに、親子の面会交流の促進に向けた取り組みを支援したいと考えております。

7の計画策定のスケジュールですが、計画原案を今月の社会福祉審議会母子福祉部会で審議していただき、パブリックコメントを実施した上で、来年3月の策定に向けて検討を深めてまいります。

説明は、以上でございます。

馬場委員長 以上で、説明は終わりました。

ここで、5分程度休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

馬場委員長 それでは、45分から再開します。

午後2時38分休憩

午後2時45分再開

馬場委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

ただいま3つの計画のご説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。

質疑があればお願いをいたします。

志村委員 次世代育成支援行動計画の見直しで、3期目ですけど、国のほうも人口減少に

きちっと取り組むという明確な指針が出ました。この秋からやるということになると思うんですが、やっぱり子供さんを産んでもらうといいですか、子供が生まれるのが多ければ多いほど人口というのはふえてくる。そこに一番力を入れるというのがこの計画だと思うんですね。

ある会の中でも出たんですが、子育てという概念の中で、生まれた子供さんに対する子育て満足度日本一、これも当たり前でいいんですけども、要するに、産むほうのお母さんのお気持ち、つまり、産んでよかった、生まれてよかったと実感できる社会づくり、この産んでよかったという、ここが非常に大事なんですよね。ここをぜひ今回の3期の計画の中に入れてほしい。で、生まれてよかったと。こういう共生心を県はしっかりと入れてほしいなというふうに強く要望したいと思います。ぜひ決意を聞かせてください。

平原福祉保健部長 住んでよかった、住んでみたい大分県ということで政策を進めているというふうな話も知事の答弁の中で今回あったと思いますけれども、子育ての分野でいきますと、今、委員おっしゃったような産んでよかった、生まれてよかった、そして住んでみたい、そういう大分県にしたいということだと思いますし、今、子育ての県民会議も含めて、この新しい計画について議論をしていますので、そういった観点をぜひ取り込めなにかというところで検討をしたいというふうに思っております。

志村委員 ぜひよろしくをお願いします。

御手洗委員 日本一を目指すから発言に至ったんですよね。要するに、目標というのは、まあ何年後とは言えないでしょうけど、大体どの範囲で日本一になろうと今計画しているのか。

山口こども子育て支援課長 この計画は5年間の計画ということでありますので、別冊の資料の4ページにレーダーチャートがございますけれども、この目標値を31年度の目標値として置いておりますので、31年度までにそれぞれの指標で全国トップレベルになるということで指標を掲げています。

御手洗委員 この5年間、ですから、今、志村委員が言ったような形で真剣に取り組まないと5年後にはということにはならないように、しっかりとよろしくをお願いします。

井上委員 関連で、5年後と言ったら、もうはっきり言うと、小さい自治会なんて、5年後になっちゃうと1人もいない。悪いけど、今、消滅自治体とか言われていますけど、このまましとくとそうなるんだということでありますからね。ですから、本当、私たちも含めて、一緒なんですけど、前回の会議で言いましたように、人口減少におけるそういった対策というのを、ただ絵に描いた餅に終わらないように、やっぱりお互い意識をしながらやっていくということであろうと思うんですけども、1番大切なのは、やっぱり市町村との連携って口で言うけど、市がその気にならないとだめだし、はっきり言って、県のほうが意外とやりやすいところもあるんですよね。やりやすいというのは、過去、小さい市町村たちは、外部だけ一生懸命やっちゃうと、今度は市町村の中心部から文句がでるんだよね。だから、なかなか行政の面から地方でぎくしゃくするところがある。市がした場合。県が上からぼーんと来た場合は、意外とそれがぼけちゃうので、意外とそういった面では県が一生懸命すると目立つんです。だから、そういうところをよしとして、どんどん市町村をおだてる役は皆さんの役かなと。ぜひともまた、そういうふうにしてもらいたいと思うし、その辺のところを意識しながら、ひとつね、もう何回も言いますけれども、す

ばらしい文言であるし、本当、言葉だけで終わらずに一生懸命、頑張ってやっていただきたいと思います。

馬場委員長 決意のほどはよろしいでしょうか。

平原福祉保健部長 人口減少社会に立ち向かうということと言うと、県庁挙げて取り組んでいくということが必要だと思いますし、子供の数が減っているということについて、大きく3つぐらいあるかと思いますが。

1つは、結婚しない方をどうするかという話。それから、今回の議会でもちょっとお話をしましたけれども、理想の子供というのと実際に産んでいる子供という、その差がありますので、その乖離をどうするかということです。それと、絶対数というお話で言うと、その母体となるお母さんとなるべき人、子供を産んでいただける方がどのくらい大分県にいるかという、そういう3つの要素が加わると思いますので、それぞれ担当部局の中で、そういったことを一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

馬場委員長 ほかにございませんか。

私から1つお聞きをしたいんですが、ひとり親家庭の自立促進計画というのが今度つくられていくということになると思うんですけども、ちょうど子供の貧困の関連で考えていくと、ひとり親家庭が五十数%で貧困率がかなり高いと。その部分の貧困対策、大綱を国がつくったので、多分、県もまたつくられるようになると思うんですけども、その関係で、この計画との関連性というのはどのようにお考えになられているのかなというふうに思うんですけど。

山口こども子育て支援課長 ご指摘のとおり、ひとり親家庭の経済的な状況は非常に厳しい状況にありまして、ひとり親家庭の経済状況を改善していくということは、結果として子供の貧困問題の解消にもつながっていくというふうに考えております。したがって、今回お示しをしましたこのひとり親計画の第3次計画では、そうした内容を含むものにしておりますけれども、一方で、子供の貧困につきましては、これはこれで法律が成立をいたしまして、子供の貧困に関する計画を都道府県でもつくっていくという方針でございます。

ただ、ちょっと子供の貧困については、まだ国のほうの準備が若干おくれておりまして、来月中旬ぐらいに国のほうで説明会を開催するというので案内を今聞いておりますので、まずはその説明会を受けまして、県のほうでも策定に向けて取り組むということでございますので、ちょっとスケジュールとしては、ひとり親家庭のほうは今年度中に策定しないといけないものですから、少しその辺のスケジュールの差があるかと思いますが、相互に関係する計画だと思いますので、よく調整を図っていききたいと思います。

馬場委員長 ぜひお願いをしたいなと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないので、次の報告に移りたいと思います。

高窪医療政策課長 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について、ご報告いたします。

別に配付しておりますが、青い冊子の県出資法人等の経営状況報告概要書、こちらの53ページをお願いします。

まず、左側の項目2の県出資金でございますが、土地・建物合わせて、32億6,436万3千円の全額県出資の法人でございます。

次に、項目3の事業内容ですが、当法人は、看護職を養成するための大学運営を行っておりまして、(6)の下、米印のところに記載のとおり、看護師、助産師の国家試験合格率はいずれも100%を達成しております。

次に、項目4の平成25年度決算についてですが、経費削減及び外部資金の確保に努めながら、大学運営は計画どおり順調に行われております。1番上の経常収益は8億9,802万9千円、その下の経常費用は8億5,225万7千円で、その下にありますように差し引きの経常利益は、4,577万2千円の黒字となっています。

剰余金につきましては、目的積立金として積み立て、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てることとされています。

最後に、項目5の問題点及び懸案事項並びに6の対策及び処理状況ですが、開学後16年が経過し、教育研究の機器類及び施設が老朽化しております。6の1つ目の白丸にありますように、機器類は、全体的な教育、研究機器整備計画を策定しまして、主に目的積立金で修理更新に努めております。また、施設の保全につきましては、大分県公共施設等総合管理計画のもとで、進めてまいります。

さらに、その下の白丸、収入の確保策としまして、外部資金であります競争的研究費などを確保するため、教員全体に対する説明会を開催するなど、全員が獲得できるような対策を実施しております。

続きまして、同じ大分県立看護科学大学の平成25年度の業務実績に関する評価結果についてご報告をいたします。

54ページをごらんください

これは、地方独立行政法人法第28条に基づき、各事業年度における業務実績について、評価委員会の評価を受け、報告するものでございます。

平成25年度の評価につきましては、2の(1)にありますとおり、全体として年度計画を順調に実施しているという結果でした。

大項目評価としては、(2)の枠の中にありますように、ローマ数字Ⅰの教育研究等の質の向上、それからⅡの業務運営の改善及び効率化において、最も高いS評価を受けております。

その判断理由につきましては、その下の(3)にありますように、教育研究等の質の向上においては、成績不振学生への学習指導体制を整え、きめ細やかな学生への指導を行った結果、看護師、助産師の国家試験合格率100%を達成したこと、また、県内病院へのインターンシップの推進などによりまして、県内就職率が前年度の平成24年度42.9%から52.1%へ上昇したことなどが評価されています。

業務運営の改善及び効率化では、理事長のリーダーシップによる組織改編を迅速に行い、運営体制を強化した結果、文部科学省の地(知)の拠点整備事業に県内の大学で唯一採択されたほか、大学卒業生及び旧厚生学院同窓会の交流会でありますホームカミングデイ実施の成果が出ていることなどが評価されたところでございます。

説明は以上でございます。

内田健康対策課長 同じ概要書の8ページをお開きください。

地方自治法の規定に基づき、県が出資している法人であります公益財団法人大分県地域保健支援センターの経営状況について、ご報告します。

まず、項目2の県出資金は500万円で、出資比率は25%となっています。

項目3の事業内容ですが、主要な事業は、3番目の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診といった事業でございます。主に県内各地を検診車で巡回する巡回型の検診を実施しておりまして、平成25年度の検診受診者数は延べ22万3,700人でございます。

次に、項目4の平成25年度決算状況についてですが、正味財産増減計算書の経常収益は6億6,608万2千円、経常費用は6億2,890万7千円で、当期経常増減額は3,717万5千円の増加となりました。

収益の主なものは、各種がん検診や特定健診の受託による収入で、費用の主なものは、人件費等の事業費用や管理費用でございます。

その欄の1番下、当期正味財産増減額は、142万5千円の増加となり、右側の貸借対照表の下から3行目、正味財産の期末残高は、6億2,274万8千円となりました。

次に、項目5の問題点及び懸案事項及び6の対策及び処理状況につきまして、人口減の影響等から、検診受診者数が減少傾向にありますことから、検診収入の確保が課題となっております。25年度におきましては、1町、玖珠町の検診を新たに受託しておりまして、増収とすることができました。

今後とも、検診事業収益を計画的に向上させ、また、人件費削減などの経営改善に努めることにより、安定的な財政運営が行われるよう指導してまいります。

続きまして、9ページをお開きください。

公益財団法人大分県臓器移植医療協会の経営状況について、ご報告いたします。

項目2の県出資金は、2千万円で、県出資比率は31%となっています。

項目3の事業内容としましては、1の移植医療に関する普及啓発、2の腎臓提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業、3の臓器提供医療機関に対する体制支援や教育事業の実施などとなっております。

次に、項目4の25年度の決算状況ですが、正味財産増減計算書の経常収益は477万7千円、経常費用は553万3千円で、当期正味財産増減額は、75万6千円の減少となっております。

主な収入は、県補助金が310万円、賛助会費が98万2千円に對しまして、主な支出は、移植コーディネーターの人件費が、344万6千円となっております。

右側の貸借対照表の1番下、正味財産は、6,650万6千円となりました。

次に、項目5問題点及び懸案事項及び6対策及び処理状況についてでございますが、県補助金に依存する経営体質を改め、自主財源の獲得が課題となっておりますことから、25年度から、新たな取り組みといたしまして社会貢献型自動販売機の設置活動を進め、7月31日現在8台設置をされております。今後も必要な収入の確保を図ることとしております。

説明は、以上でございます。

池永福祉保健企画課長 同じ資料の7ページをお開きください。

福祉保健部が所管する公社等外郭団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導方針

に基づき報告する団体は2団体ありますので、その経営状況等について、ご報告を申し上げます。

まず、社会福祉法人大分県社会福祉協議会です。

項目2、資本金等の総額は、1,500万円で、県からの出資金はありません。

項目3、事業内容については、1から6にありますように、社会福祉を目的とした各種事業を行っています。

項目4の25年度決算状況ですが、損益の状況を反映した事業活動収支計算書における当期収支差額は、2,444万3千円。また、右側の貸借対照表の正味財産は、昨年度から1,195万円減の38億1,791万6千円となっています。

主な要因は、項目5問題点及び懸案事項の1にありますように、建物等固定資産の減価償却を初め、地域福祉振興基金や介護福祉士等修学資金などの事業実施に伴う基金取り崩しによるものです。県社協では、2の2行目後半にありますとおり財務改善と組織体制の強化を目的に、24年1月に経営基盤強化・発展計画を改定し、自主収入の増や経費削減に取り組んでいます。

この結果、項目6対策及び処理状況にありますように、一般会計資金収支計算書の決算を、1,144万3千円の赤字と見込んでいたところを、776万7千円にとどめることができ、26年度は黒字の見込みとなっています。

県といたしましても、地域福祉を推進する中核的機関としての役割が十分に担えるよう、引き続き支援や指導をしてまいります。

続きまして、37ページをお開きください。

公益財団法人大分県アイバンク協会についてご報告いたします。

項目2、県出資金は500万円で、出資比率は7%となっています。

項目3、事業内容ですが、1 献眼者の募集及び登録や2 提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせん、3 献眼や角膜移植に関する普及啓発などとなっています。

次に、項目4の25年度決算状況ですが、当期正味財産増減額は38万円の減少です。減少理由としては、角膜の提供が24年度は8眼だったのに対し、昨年度は、提供がなかったことが挙げられます。貸借対照表の正味財産は、7,212万5千円となっております。

項目5問題点及び懸案事項及び項目6対策及び処理状況ですが、自主財源の獲得が課題となっているため、引き続き献眼の普及啓発に努めるとともに、寄附金や企業協賛金、社会貢献型自動販売機、募金箱の設置など安定した収入の確保を図ることとしています。

説明は、以上でございます。

馬場委員長 これより質疑に入ります。質疑があればお願いいたします

原田委員 県立看護科学大学の件です。

この前、説明会のときに県内就職率について、もともと県外からの入学者が半数ぐらいを占めていると。その中で52.1%に上昇したことというのは、やっぱり皆さん方の取り組みだなと思いがたですね。以前、決算特別委員会で1つ質問させていただいたんですが、長崎は、長崎出身者の方々に地元に戻ることを条件とした奨学金を出しているという話を聞いて、ちょっと納得できないところがあるものですから、それはいいのかなという思いがあって、学生にとってはとっても大切なことですから、そういう意味で言うと、

ほかの大分県の出身者に対する奨学金を充実することでしか解決できないのかなとも思ったんですけど、何か方向性で変わりがありましたらちょっと教えていただきたいと思いません。

高窪医療政策課長 今のは県内の看護系大学に行かれています方に対する奨学金ということ。

原田委員 まあ、いろいろ含めてです。

高窪医療政策課長 1つは、看護科学大学に県外から来ている方になるべくそのまま残ってもらおうと。それについては、看護科学大学も要するに県内就職率を上げるという、これ以上、上げていくためには、やっぱり県外から来ている人に残ってもらうことが必要になってきますので、そこは大学とうちのほうで協議して方策を考えていきたいと思っております。

あと、県外の看護系大学に行かれた方、進学された方に大分県に戻ってきてもらう。それについては、今おっしゃった奨学金とか何か方策を打たんと悪いのかなとは思っています。ただ、実態としては、どれぐらいの方が県外の看護系大学に進学しているか、その方がどういう就職をしているか、そのまま県外で就職しているのか、戻ってきているのか、その辺の状況がちょっとうちも把握できていないという状況がございますので、そういった実態からまず把握していくことから始めたいと思っております。

馬場委員長 よろしいですか。ほかには。

堤副委員長 まず1つは、8ページの保健支援センターで検診車、結構この車は見るんだけど、新たに1町が委託を受けたと、18市町の全部が委託されていないのかなというふうに思ったんですけども、そこら辺がどうなのかと。

これは多分、保健師さんとか看護師さんとかいろいろおると思うんですけども、そういう方の身分というのはどうなっているのかなというのが2つ目。

37ページの献眼、24年は8眼あつたけれども、25年はゼロという状況で報告が今あったんですけども、ゼロというのは状況としてどうなんだろうなというふうに思って、その3つを教えてください。

内田健康対策課長 まず、委託の状況についてご報告いたします。

検診の種類にもよります。内訳別に申し上げますと、特定健診ですと9市町村、肺がん検診が11市町村、乳がん検診で10市町村、胃がん検診で15市町村、子宮がん検診は一番多くて17市町村、大腸がん検診で11市町村、そういった市町村の検診を受託をしております。これ以外で受ける場所ですと、各地にあります医師会立の検診センター等がございます。そういったところがここと競合するような形になります。

それと、身分のお尋ねですが、正規の方もいらっしゃいますし、あと非常勤の方もいらっしゃるといことで、その数の内訳については、今、手元に資料がございませんので、後ほどお届けしたいと思います。

それから、献眼についてでございます。角膜提供、これがなかなか普及啓発も、今、実はアイバンク協会と臓器移植医療協会、この2つにつきましてはライオンズクラブさんがかなりバックアップをさせていただいております。このライオンズクラブさんの会員さんのお知り合いの方とかが亡くなったときにお声をかけたりとか、そういったことで献眼につながるケースがかなり多うございまして、たまたま昨年、25年度はゼロであったと。今

年度に入りまして、また出ているようでございますので、非常にその辺の変動は大きいと思われる。今後、献眼登録されている皆様に定期的にそのお知らせといいますか、今こういう状況ですというようなお知らせをしていきたいというふうに、アイバンク協会もしておりますので、現に登録されている方々への働きかけというのは今後ちょっと強化をしていきたいと考えております。

以上でございます。

堤副委員長 登録している人というのは何人ぐらいですか。

内田健康対策課長 現在、献眼登録者数が大分県で、累計ですが、3万6,576名ということにはなっておりますが、ただ、これが全員、ご自分が登録されているかどうか認識されているかという、なかなか、先ほど申し上げましたライオンズクラブさんの経営される企業の社員の方とかも入っていらっしゃるんですが、ただ、そういった状況にございますので、ここ近年、登録されている方々については、ご自分の意思で登録されている方が多うございまして、そういった方々を中心に先ほどのような働きかけをしたいとアイバンク協会では考えているようでございます。

堤副委員長 最後に、角膜移植を待っている患者というのは大体どのぐらいおるんですか。

内田健康対策課長 26年3月末現在で、県下に13名。

堤副委員長 はい、結構です。

馬場委員長 私も献眼登録しているんですけど、ライオンズクラブに知り合いがいて、しているだけで全然、情報とかが定期的に来ると意識をするのかなと思いましたが。

井上委員 9ページで、どうもこの経営改善の中で、県補助金に移譲するどうのこうの書いていてね、飲料メーカーの協力によって自動販売機で収入を得るとするのは努力目標ですかね。全然、臓器移植医療協会との関連がないんだけど、もうちょっと別な意味で収入を考えたほうがいいんじゃないか。できないんですかねということが第1点。

それと、これは記憶なんですけど、看護学校の人員定数がオーバーして募集しているという話をちょっと聞いたんですけど、80名か100名か。そういうことは看護学校ですか、まずそれを確認しますけれども、その2点。

内田健康対策課長 まず、臓器移植医療協会の自動販売機の件でございます。この法人、アイバンク協会もそうなのでございますけれども、最初に基金を積み立てて、その利子で事業を最初は運営しておりました。ところが、昨今の利率の低下で非常に収入が落ちたということで、もう臓器移植医療協会につきましてはこの6年間ずっと赤字で、余裕があったんですが、それをもうほぼ食い潰さんとする状況にございます。

そういったこともありまして、それ以外の賛助会費とか、あるいは寄附金とか、そういったものを入れてもまだ足りないということで、関連する医療機関が置いている自動販売機を一部こういった社会貢献型の自動販売機にかえていくことによって、この協会に対する寄附にかえたいということがございまして、そういったことでこれを進めているところでございます。

高窪医療政策課長 定数80名ということであれば、恐らく看護科学大学の話だと思います。各学年80名の定員でございますけど、実際は80名を少し上回る形で入学していると。八十数名。

井上委員 少しオーバーして募集しているということですか。

高窪医療政策課長 いや、募集は80名で募集しています。

井上委員 入学は89名。

高窪医療政策課長 そうですね、最近で言いますと、82、80、83、89、80よりちょっと、要するに試験の兼ね合いだと思うんですけど。

井上委員 じゃ、少しオーバーしているということなんですね。

高窪医療政策課長 結果として、それだけ少し超えるような形になっていると。

馬場委員長 が入学しているということ。

高窪医療政策課長 はい。

井上委員 いいです。ほかのところとちょっと関連しておりましたので。

馬場委員長 よろしいですか。じゃ、ほかに。

深津委員 関連して、今の看護科学大学の関係で、八十数名の方が入学をして、そして、卒業するときには率的にはどの程度、まあ年によって違うんでしょうけど、大体。

高窪医療政策課長 済みません、率といたしますのは。

深津委員 率という、数字は出にくいかわからんけど、どのぐらい程度やめられたり、やめられるというのかな、いろいろな事情でやめられる方。

高窪医療政策課長 途中でやめるということはほとんどないです。

深津委員 ないんですか。いや、普通一般的に看護学校の方、入るときには30名入って出るときには20名とか、いろんな事情でやめられるという方を聞くんですが、大学の場合はそれはないということでもいいですか。

高窪医療政策課長 多分、看護師の養成施設とか、看護師とか、働きながらとか、そういう施設であればそういうことはあろうかと思うんですけど、大学についてはそういうことはない。

御手洗委員 要望しときたいというふうに思うんですが、今、看護師不足で非常に困っている状況が続いている中で、定数は今、若干上げて入学ということですけど、かなり上げて入学体制というのとれないものですかね。ですから、今、現場は非常に困っている、そういう中で、看護師養成というほうからいくと、その枠を広げて少しでも地元に残ってもらうことというのはできないものですか。

高窪医療政策課長 確かに、就職も安定しているし、最近、高校生の看護師志向といえますか、看護師につきたいというのが結構多くなってきていまして、そういうものに対する、せっかくだから、そういう意識のある方が大学に行って地元でということは非常に有効なところだと思っております。看護協会とも話をしているんですけど、例えば県内の大学に看護学科ができないとか、そういう話は出るんですけど、ちょっとまだ今のところ話だけで、文科省の絡みとかいろいろあるでしょうから、実際に、現実的にどうなのかというのは、ちょっと今後検討していきたいと思っておりますけど。

平原福祉保健部長 まず、県立看護科学大学について、この80名を例えば120名にするというふうになりますと、その設備をどうするかとか、あるいは教授陣をどうするかという話になりますので、県の負担としてそこまでやるかというまた別の問題もあると思います。

一方で、県内における看護師不足というのは確かに大変だなというふうに思いまして、

実はこれ、ちょっと数字はうろ覚えで恐縮ですけれども、県内の看護師、准看護師の養成で、卒業される方、これは700名見えています。500名ぐらいが県内就職で、200名ぐらいが外に出ている、県外に出ているという数字がたしかあったと思うんですけど、そういう意味では、先ほどのお話もあって、看護師さんを、200名をいかに大分県内に残していくかということについてもう少し考えていけるのではないかということで、それに合わせた看護師確保対策と申しますか、そこはちょっと検討したいというふうに思います。

馬場委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

馬場委員長 時間の関係がありますので次に移りたいと思います。⑩の説明をお願いいたします。

姫野障害福祉課長 障がい者への差別の解消に向けた条例制定の進捗状況について、ご報告いたします。

委員会資料の12ページをお願いいたします。

条例の制定に向け、障がい者団体等に対し、条例制定に関するアンケートを実施し、その結果について概要を取りまとめました。

設問1の条例制定に期待することでは、障がいに対する理解と健常者と変わらない生活ができる社会の実現などの意見をいただきました。

次に、設問2及び3では、福祉サービスや医療など12の分野に関する、日常生活の中で困っている事例や、条例に規定することが必要と思われる行為等についての意見をいただきました。いくつかをご紹介しますと、例えば、①の福祉サービスでは、施設や病院からの地域移行を進めるため、居住の場を確保することが難しい、⑤の教育では、知的障がいのない発達障がい児の高等教育を受ける機会確保が大きな問題、⑥の建築物の利用では、身体障がい者用トイレ、手すり、エレベーターが未整備の施設が多い、⑨の情報提供では、会議等で聴覚障がい者自身が手話通訳者を確保すべきとの風潮がある、次のページになりますけれども、⑫のその他では、障がいや病気を理由に恋愛、結婚、出産等が阻害されないよう、性・結婚・妊娠等に関する配慮が必要などの意見がありました。

次に、設問4では、相談窓口や協議体制について、相談員は各障がいに精通した人材を配置してほしい、それから協議の場には障がい者自身や関係団体の参加が有効などの意見をいただきました。

最後に、設問5の自由記述では、親亡き後に当事者が自立できる環境づくりが大事や条例制定後も必要により中身を見直していくことが大切などの意見をいただきました。

条例の制定にあたっては、これらの意見も十分踏まえて、準備を進めてまいります。

なお、参考の今後の予定にありますように、現在、条例案の具体的な検討作業を行うため、条例検討協議会の設置に向けた準備を進めているところでございます。

説明は、以上でございます。

馬場委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いをいたします

原田委員 きょう後ろにも団体の方がお見えになっていて、少しでも早期の条例の提案をやっぱり期待されているんだなということを感じる中で、ちょっと2つ質問させていただ

きます。

まず1つは、これからの計画ですけど、いつごろをめどに条例の案を出していくのかということですか。

もう1つは、ここにも書かれているとおり、実効性のある条例にしてほしいと。本当にやっぱり障がいのある方の切なる思いだと思うんですけど、問題が起きたときの問題解決に向けて、つくる側の方々は権利委員会等ということを何か書かれてもいましたが、その方向性について論議がされていまして、その方向でもお示し願えたらなという思いもあります。

以上2点お伺いします。

姫野障害福祉課長 まず1点目、これからの予定ということでございますが、議会のほうから執行部にそう伝えたわけですけど、議会のほうからも障がい者関係団体との十分な協議を初め、他の団体を含め広く公平な意見聴取を行ってくださいという意見をいただいております。

このため、今回は障がい者団体にアンケートという形で意見をいただきました。今後、具体的な策定作業を行います検討協議会を立ち上げて策定作業を行っていくわけですけども、その後には障がい者団体以外の団体からの意見も聞くように考えております。そうしたことから、現時点では明確な策定期限を申し上げることはちょっとできないかなというふうに思っております。

それから、実効性のある条例とするためにということと、問題解決の組織といいますか、そのところでございますけれども、それを含めて、今後その条例の検討作業の中でどういう形がいいのか、必要なかどうかを含めて検討していきたいというふうに思っております。

馬場委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

堤副委員長 このアンケートなんですが、賛助3団体に送付をして、これは団体から上がってきたアンケートということですか。

姫野障害福祉課長 団体を取りまとめていただきまして、団体から上がってきた意見でございます。

堤副委員長 ということは、この団体の方々総数でどれぐらいの意見、多分これは全部が全部じゃないと思うんですけど、意見を書いたのがね。全体の意見の総数というのとはどれぐらいあったのかと。

あと、具体的に困っている方々がそういう形でアンケートに答えているわけですね。それを当然、今度は具体的に条例の中にどうやって生かしていくかということが大事なわけですよ。だから、アンケートをとって、その結果として、そのアンケートはこういうぐあいに条例の中で具現化されたとか、そういうふうな方向性というのは当然考えていると思うんですけども、そこら辺はどうですか。

姫野障害福祉課長 意見の数ということですけど、ちょっと数の捉え方がいろいろあるかと思うんですけども、項目でいくと700から800ぐらいの項目があります。いろいろ件数の捉え方があったと思いますけれども、それぐらいの数が出てきております。

それから2点目、そういった意見をどう生かすかということでもありますけれども、先ほど申しましたように、まず検討協議会を設置をしていきます。その中で、こういった意見

も、具体的な意見をやはりその中で検討していただいて、そして、条例の中身は具体的に検討していきたいというふうに考えております。

堤副委員長 となると、条例の中に、1番上の障がいに対する理解だとか、健常者と変わらない生活ができる社会の実現と、仮に1つのこの項目が、この条例の第何条のどういうところに具現化していますよとか、そういう説明書きとかを将来的にはつくっていく、つまり、この700という意見が条例にどう反映されるかというのは、何かそういうふうなものがないとわからないじゃないですか、出した方々は。この中に入っているよと、こういうふうに考えるよというふうな方向性というのは当然検討していくわけですね。

姫野障害福祉課長 今回いろんな意見がありまして、それがそのままこの条文に盛り込まれるという項目もあろうかと思えますけれども、いろんな意見がありますので、必ずしもそれがこの何条に盛り込まれたということに全てなるとは限らないというふうに考えております。

堤副委員長 それを心配しているわけ。つまり、それが条例の中にこういう形に入っていないというのがね、これを僕たちが見るじゃないですか。当然、その条例制定についてはいろんな団体から要望されて、我々として執行部のほうと共同しながらやりましょうよとなったんでしょう。だから、そういうアンケートの結果、いろんな話、中身が条例にこうやって反映されていないと。しかし、それはこういうふうな理由だからですよという説明がないとわからないですよ。せっかくこういう意見を出したのに、生の声を出したのに、これは条例に反映されていないというのが、出した方にとってみればなぜだとなるじゃないですか。だから、そういうふうなことはそこまで配慮する必要があると思うんだけど、そういうのは検討できるんですか。

平原福祉保健部長 条例の形でどこまで書き込むかという話と、条例を受けて、いわゆるどういったことが着目点として私どもとして出す姿なのかという書きぶりがあるかと思うんですが、700項目の意見が出たので、まあ極端な言い方ですけども、700の条文が必要だということには必ずしもならないと思えますし、その皆様方の思いを受けた条文の規定が1つあって、それをまさに実効たらしめるべく、こういうことで具体の目標をつくることは、計画をつくるとか、今のは例示ですけども、そういった実際に目指すべき社会に向けてどういうことをやるんだということについては、また改めて考えなければいけないかなと思えますし、そこは条例に全て書き込むという形にはならないかもしれないということで、その辺はご理解いただきたいと思います。

馬場委員長 ほかにございませんか。

知事もおっしゃっていましたが、誰もが大分に住んでよかったということを考えてきたときに、この自由記述の中で、子供よりも1日だけ長生きしたいと、こんな願いを抱かなくてもよい県にしてもらいたいという、とても印象に残ったんですけども、ぜひこういう関係団体の方の意見を反映したものをできるだけ早くつくっていただければなというふうに思います。

平原福祉保健部長 気持ちは十分に受けとめて、ですから、そういう思いがこもった条例ということについては全然異論ございませぬし、実効をどうあらしめるかということについてはまたご議論を。

馬場委員長 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないようですので、最後の報告に移りたいと思います。

⑪の説明をお願いをいたします。

高窪医療政策課長 委員会資料の14ページをお願いいたします。

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度について、ご報告をいたします。

資料の1番上の丸印にありますとおり、団塊の世代が後期高齢者である75歳以上となります。2025年を展望したときに、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築などが急務の課題となっています。

このため国では、本年6月に成立しました医療介護総合確保推進法に基づきまして、医療法等の改正による制度面での対応にあわせ、消費税増収分を財源として医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設したところでございます。これを受け、県では基金を創設し、県が作成した計画に基づき事業を実施することになります。具体的には、資料左中段の1新たな財政支援制度の対象事業の枠の中にありますように、1つ目の病床の機能分化・連携のために必要な事業、2つ目の在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業、3つ目の医療従事者等の確保・養成のための事業を推進することとされております。なお、その下の米印2にありますように、対象事業のうち、介護に係る事業については平成27年度からの実施となります。

また、その下、2の国の予算額及び負担割合にありますように、今年度当初予算で904億円が計上されておまして、基金の負担割合は、国が3分の2、県が3分の1となっております。

資料の15ページでございますが、これは、国が示した全体のスケジュールということでございます。県では、市町村や医師会、歯科医師会などの関係機関・団体から提出されました事業要望について、国や関係団体との事前協議などを行いながら、事業の妥当性、それから実現性などの観点から、内容の精査・検討を行っているところでございます。

説明は、以上でございます。

馬場委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いをいたします

原田委員 14ページの図で事業者が直接、都道府県の基金に応募、申請、交付される場合と、市町村を通す場合と、この違いは何ですか。

高窪医療政策課長 市町村を経由して、市町村でまた市町村レベルの計画をつくって、経由してということも手法としてはあり得ると。現実的にも、今、直接県に来ているというふうな実態もございます。

馬場委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

堤副委員長 15ページのスケジュールの中の9月で都道府県計画、これは病院を通じて、病床数やったかな、いろいろ調査を今していると思うんだけど、簡単に今どういう調査をしているかというのをちょっと教えてほしいんですけども。

高窪医療政策課長 先ほど申し上げました6月の医療介護総合確保推進法の中で、新た

に、基金とは別に病床機能報告制度というのが法律で定められました。これは、施行はことしの10月からということになっております。実際には10月以降、各医療機関から現状、自分のところが持っている病床の機能、急性期、回復期等の機能と、それから、将来、医療機関が担う病床の機能、そういったものを報告していただくということで、これから動き始める、まだ実際には報告はあっておりません。

堤副委員長 病床が、偏在化しているということで、その都道府県単位で調査をして、何か全体的に病床の数を減らすというふうに認識しているんだけど、そこら辺はどうなんですか。

高窪医療政策課長 結局、地域医療ビジョンという、団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向けて病床の機能が地域であるべき姿、例えば、高齢化の進展の著しいところでは、慢性的な疾患であるとか重複した病気をお持ちの方が、むしろ急性期よりも慢性期の病床が必要だというふうなことで、地域の中で必要に応じた病床が整備される、地域の中で見ていきましょうということで、そういうビジョンをつくっていきましょうということで、あくまでも、要するに一連の医療介護サービスが総合的に確保できるような体制づくりということで、病床の削減ありきという話ではなくて、将来的に地域にあるべき病床を、必要な病床をそろえていくという原理に立っておりますので、委員ご心配されております病床削減を前提にしたものではないというふうに考えております。

堤副委員長 まあ、それはそうでしょうね。国も法律でそういう形にしているわけで、実質的にはそういう方向性が強まるというのは、もう我々もやっぱり危惧もしていますしね。ただ、医療機関が10月以降こういう中身でアンケートの回答するわけでしょう。将来、自分の病院がどういうふうな機能を持った病床にするというのは、もう病院として考えにやいかんということになるわけですね。仮にそれが確定して県に報告したらば、将来それができなかったとかいう場合もいろいろ出てくると思うんですよ。そこら辺の調整というのは難しそうやけれども、どうするんですか。

高窪医療政策課長 今聞いている範囲だと、とりあえず現状の病床機能と6年後の病床を報告するようなシステムになると。あと、毎年報告をしてもらうという形になりますので、その中でいろんな調整を行いながらという形になろうかと思います。

馬場委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ほかにご質疑もないので、これで諸般の報告を終わりたいと思います。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 別がないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の方、ご苦労さまでございました。

〔福祉保健部部退室〕

馬場委員長 ここで、採決を保留しておりました第93号議案薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、第95号議案母子及び寡婦福祉法の一部改正

に伴う関係条例の整備について及び請願43集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、それに基づく立法化を行わないよう求める意見書の提出について、総務企画委員会からの回答が届きましたので、採決をいたします。

まず、第93号議案についてですが、総務企画委員会からの回答は、原案のとおり可決すべきものであります。

それでは、午前中に審査した生活環境部関係部分とあわせ、採決をいたします。

第93号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、第93号議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第95号議案についてですが、総務企画委員会からの回答は、原案のとおり可決すべきものであります。

それでは、採決いたします。

第95号議案について、原案のとおり可決すべきものと決することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、第95号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願43についてですが、総務企画委員会からの回答は不採択とすべきものであります。

それでは、採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

馬場委員長 反対の方は挙手を願います。

〔反対者挙手〕

馬場委員長 可否同数でありますので、委員長において裁決いたします。

私は、採択とすることに裁決をいたします。

ただいま、賛成多数によって、意見書案を提出することに決定をいたしました。

多数決での決定となりましたので、議会運営申し合わせ事項により、賛成議員による発議をもって、案を提出することになります。

よって、案文については、本委員会終了後、賛成の議員にてご検討をお願いをいたします。

なお、採決の結果については、委員長報告の中で詳しく総務企画委員会の件も入れていきたいと思っておりますので、ご了承ください。

次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りをいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中継続調査をしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

馬場委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、県内所管事務調査についてであります。

お手元に配付しております行程表（案）がございます。内容を事務局に説明させていただきます。

〔事務局説明〕

馬場委員長 説明内容等について、何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 では、このように決定させていただきます。

なお、細部に変更がある場合は、私にご一任願います。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

馬場委員長 なければ、私のほうから。

だれもが安心して暮らせる県民条例というのを執行部のほうでつくるとは思うんですけども、委員会のほうでいろんな団体の意見をお聞きする機会を持ちたいと思うんですが、具体的にはまだないんで、また相談したいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「はい」と言う者あり〕

馬場委員長 大変長い時間、お疲れでございました。

これをもちまして本日の委員会を終わります。